



うれしいこと、一緒に。



MORINOMIYAKO SHINKIN BANK  
杜の都信用金庫

# REPORT 2018

ディスクロージャー誌



杜の都信用金庫



# 杜の都信用金庫は 笑顔と笑顔の 「絆」をたいせつにしています。

私たちは、地域とともにあゆみ、人に、街に、やさしく、お客さまとの「絆」をたいせつに、  
 地域のお役に立つことをしてまいりたいと考えております。



## 経営理念

### 中小企業の 健全な発展

地域の中小企業の健全で  
 継続的な発展に向け、  
 お取引先の支援・再生に  
 積極的に取り組みます。

### 豊かな 国民生活の実現

地域の皆さまの豊かで  
 夢のある生活が  
 実現できますよう、  
 お手伝いします。

### 地域社会 繁栄への奉仕

地域経済社会の繁栄に  
 貢献するとともに、  
 自然や環境を  
 たいせつにします。

## 経営姿勢

### 杜の都信用金庫は…

地域金融機関としての公共性と社会的責任を自覚し、特に個人情報の管理を厳格に行うなど、  
 コンプライアンスを遵守するとともに、地域の皆さまから一層の信頼をいただけるようガバナンス  
 の向上を図り、もって健全で透明性の高い経営を行ってまいります。

### 杜の都信用金庫は…

お取引先との日頃からのコミュニケーションをたいせつにし、地域の皆さまの必要とする金融  
 サービスをタイムリーに提供するなど、常に地域の皆さまの立場に立った経営を行って  
 まいります。

### 杜の都信用金庫の役職員は…

自然や環境をたいせつにし、地域社会の繁栄に奉仕するという誇りと情熱を持って業務に  
 取り組み、明るく活力ある職場を作っています。

## 杜の都信用金庫のご紹介

平成 30 年 6 月末日現在

名 称	杜の都信用金庫
本店所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番2号
本部所在地	宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番28号
理 事 長	星 倫市
設 立	昭和7年10月3日
出 資 金	2,702,089千円
会 員 数	42,913名
店 舗 数	28店舗および店舗外ATM17ヶ所
役 職 員 数	323人
営 業 地 区	宮城県の下記市町村 10市 仙台市・塩竈市・大崎市・名取市・岩沼市・多賀城市 登米市(但し、旧本吉郡津山町を除く)・栗原市 東松島市(但し、旧桃生郡矢本町を除く)・富谷市 6郡 柴田郡/柴田町・大河原町・村田町・川崎町 亶理郡/亶理町・山元町 宮城郡/利府町・七ヶ浜町・松島町 黒川郡/大郷町・大和町・大衡村 加美郡/加美町・色麻町 遠田郡/涌谷町・美里町



\*本誌は信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成  
 したディスクロージャー誌です。本誌に記載の比率、金額は単位  
 未満を切り捨てて表示しています。

## CONTENTS

### 経営理念、経営姿勢

ごあいさつ	1
事業の概況／決算状況について	2～5
復興から創生へ／当金庫3つのビジョン	6～13
健全性／貸出資産の状況について	14～15
中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取り組み状況	16～17
コンプライアンスへの取り組み	18～19
ガバナンス向上への取り組み／リスク管理への取り組み	20～21
ADR制度への対応／キャッシュカードのお取扱いについて	22～23

コーポレートデータ／役職員の報酬体系の開示	24～25
総代会制度について	26～27
営業のご案内	28～31
各種手数料	32～33
お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針	34
店舗紹介	35
信金中央金庫	36
資料編	37～55
営業店舗のご案内	56～57

うれしいこと、一緒に。

地域に貢献し、  
地域とともに未来へ歩み続ける  
「もりしん」を目指して



皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から杜の都信用金庫をご支援・お引き立て賜りまして、誠にありがとうございます。

当金庫の経営姿勢、財務状況等を皆様にわかりやすくお知らせするために、今年もディスクロージャー誌「杜の都信用金庫REPORT2018」をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いです。

さて、当金庫は、「東日本大震災からの復興を地元の信用金庫として加速させるとともに、『まち・ひと・しごと創生法』の基本理念を尊重し、地域やお取引先の更なる成長・発展等に向けた取り組み」を、第4次中期経営計画(平成27年度～平成29年度)の第一の柱として推進してまいりました。その結果、地域の皆さまの力強いお引き立てに支えられまして、おかげさまで、預金・貸出金ともに順調に推移し、当期純利益も9期連続で黒字を確保することができました。

平成30年度は、今後3か年にわたる「第5次中期経営計画」のスタートの年となります。大震災からの復興は未だ途(みち)半ばではありますが、「地域社会のために設立された地元の信用金庫」を基本として、被災地域の復興支援はもとより地域の稼ぐ力や雇用の創出につながる「地方創生」に資する取り組みを加速するためにも、お客さまにご満足頂ける金融サービスのご提供に努め、より地域の皆さまのお役に立ってまいりたいと存じます。

全役職員がこれまで培ってまいりましたお客さまとの信頼関係をさらに深掘りし、“うれしいこと、一緒に。”を合言葉に、「地域に貢献し、地域とともに未来へ歩み続ける“もりしん”」を目指して取り組んでまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成30年7月

杜の都信用金庫

理事長 星 倫市

# 平成29年度の事業の概況について

平成29年度は、『杜の都しんきん』第4次中期経営計画（平成27～29年度）の最終年度として、「最も相談しやすい地元のしんきん」の実現に向けて、①被災地への継続的な復興支援とともに、お取引先や地域の成長・発展等に向けて、当金庫の独自性・特性を最大限に発揮する、②健全な財務の確保を目指すとともに、法令等を厳格に遵守した適切な業務運営に努める、③一人ひとりが今まで以上にお客さまから信頼される職員となるために、研修制度の充実と各人の自己研鑽を奨励していく、この3点を基本方針（重要課題）として、鋭意取り組んでまいりました。

また、中期経営計画の中で『「地域社会の発展のために設立された地元の信用金庫」としての原点に立ち、東日本大震災からの復興支援を加速するとともに、『まち・ひと・しごと創生法』の基本理念を尊重し、地域やお取引先の更なる成長・発展等に向けて取り組む』ことを第一の柱とし、徹底した顧客訪問を通してコミュニケーションの深掘りを実践する中で、お客さまの満足と信頼を得る金融サービスの提供に努めてまいりました。

具体的な取り組みとしましては、貸出関連では、地元中小・小規模事業者の創業支援・資金繰りの安定化などに利用するために取扱いしている無担保・無保証の被災地支援特別融資「スーパー・グレードアップV（ファイブ）」などを推進し、地域活性化に向けた金融支援の強化を継続しました。また、新たなキャッチコピー「うれしいこと、一緒に。」と新マスコットキャラクター「もっちゃん」「りっちゃん」が誕生し、様々な広告媒体を通して当金庫の知名度アップを図ってまいりました。

さらに、地域社会貢献として、引き続き、仙台市が策定した「百年の杜づくり事業『新しいみどりの基本計画』」に賛同して寄附金を贈呈したほか、岩沼「千年希望の丘植樹祭」に参加しました。文化貢献事業でも「県民ロビーコンサート」ネーミングライツ、「空海と高野山の至宝展」や「仙台クラシックフェスティバル」など様々な協賛事業にも積極的に参画させていただきました。また、地方創生に向けた取り組みとして、多賀城市と「包括連携協定」を締結しました。

## 杜の都しんきんマスコットキャラクター「もっちゃん」と「りっちゃん」

### 杜の都仙台を象徴するケヤキの木から生まれた妖精の姉妹「もっちゃん」と「りっちゃん」です。

地域に暮らす人々に笑顔と幸せを贈る使命を胸に、毎日二人一緒に元気な姿で飛び回っています。



もっちゃん

りっちゃん

花や木を育てるのが大好きな二人は、地域がもっと花と緑でいっぱいになる日が来るのを待ち望んでいます。

姉の「もっちゃん」が持っている四つ葉のクローバーのスティックはみんなの願いをきっとかなえてくれる希望のシンボル。



## 『杜の都しんきん』第5次中期経営計画

平成30年度（2018年度）は、震災から7年あまりが経過しましたが、復興は未だ途（みち）半ばであり、地域金融機関として引き続き被災地域の復興、地域の稼ぐ力や雇用の創出につながる「まち・ひと・しごと創生」に資する取り組みをより一層推進していく必要があります。

そのような中、当金庫は、2018年度から3年間の「第5次中期経営計画」（2018年4月～2021年3月）を策定し、

“うれしいこと、一緒に。”を標榜し、地域とともに未来へ歩み続ける“もりしん”を目指して、どのような環境変化にも柔軟に対応できる経営体力の向上に努めるとともに、「地域社会の発展のために設立された地元の信用金庫」であることを基本に、これまで培ってきた地元中小企業や地域住民との信頼関係を更に深掘りし、地域経済の活性化と発展に向けて役割を果たしてまいります。

## 『杜の都しんきん』第5次中期経営計画(2018年度～2020年度)

### 目指すべき姿 “うれしいこと、一緒に。”地域とともに未来へ歩み続ける“もりしん”を目指して

「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」を原点到、地域社会の成長・発展とともに目指し、豊かな地域の未来を作り上げていくこと(共創)によって、地域金融機関としての強固な経営基盤を築き、そして、地域やお客さまから必要とされ続け、これを揺るぎないものとする。

### 基本方針

地域やお客さまの課題解決に向けた価値ある提案による「非価格競争力」の強化や円滑な資金供給を通じた貸出金利の適正なプライシングを実現させるとともに、経営の効率化を進め、収益性の向上を図りつつ、協同組織金融機関としての持続可能なビジネスモデルを構築していく。

### 3つの重要戦略

好循環を生み出す持続可能な地域社会の実現に向けて、「独自性・特性」を最大限に活かした取り組みを“<sup>(しんか)</sup>深化×進化”させ、価値ある課題解決策の提案と円滑な資金供給を通じ、地域になくてはならない金融機関として、より一層“もりしん”の存在感を高めていく。

お客さま第一の経営を実践するための強固な経営基盤の構築に向けて、収益性、生産性・効率性、健全性等の向上に資する取り組みを“<sup>(しんか)</sup>深化×進化”させ、安心できる金融機関として、より一層“もりしん”の信頼度を高めていく。

全ての人材が輝くための組織づくりに向けて、地域やお客さまの課題解決を担う人材の育成や働き方改革等に向けた取り組みを“<sup>(しんか)</sup>深化×進化”させ、選ばれる金融機関として、より一層“もりしん”の好感度を高めていく。

## 2018年度事業計画 重要課題

### 被災地への継続的な復興支援とともに、お取引先や地域の豊かな未来の創造に向けて、当金庫の独自性・特性を最大限に発揮してまいります。

徹底した顧客訪問を通してコミュニケーションの深掘りを進化させ、地域やお客さまの様々な課題解決に取り組む。

- (1) 徹底した顧客訪問など金庫の独自性・特性を最大限に発揮しながら、お客さま本位の業務運営を通じて地域の様々な課題を解決していくことにより、地域になくてはならない金融機関としての存在感を高めていく。 **(金庫の独自性・特性の発揮)**
- (2) お取引先の様々なライフステージに応じて、「事業性評価」や付加価値の高い課題解決策を提供するなど、様々な本業支援等を深掘りすることで地元企業の価値向上の実現に取り組む。 **(質の高い金融仲介機能の発揮)**
- (3) お客さまの豊かな生活を実現するため、お客さまのライフスタイルや多様化するニーズに応えた良質な金融商品・サービスなどを提供し、確固たる顧客基盤を構築する。 **(確固たる顧客基盤の構築)**
- (4) お客さまと地域の価値向上に資するため、①新商品の開発、②新規顧客の開拓、③顧客の組織化、④地方創生などにおいて、次世代につながる新たなビジネススタイルを創っていく。 **(イノベーションの創出)**

### 収益性、生産性・効率性の向上を図り健全な財務を確保するとともに、法令等を厳格に遵守した適切な業務運営に努めてまいります。

経営の透明性・健全性の確保、内部管理態勢等の強化を図り、安心できる金融機関として、より一層信頼度を高めていく。

- (1) 「価値ある提案」を通じて貸出金利の適正なプライシングを実現するほか、業務の効率化に資する取り組みを推進し、収益体質の構築に努める。
- (2) お客さま本位の経営を行っていくこととし、お客さまの利益保護と利便性向上のために顧客保護管理態勢の強化を図るとともに、法令や業務上の諸規則等を遵守し、健全で適切な業務運営に徹する。

### 一人ひとりがより一層好感度を高めていくために、地域やお客さまの課題解決を担う人材を育成するとともに、働き方改革に向けた取り組みを実践してまいります。

地域やお客さまの様々なニーズや課題にスピーディに応えられる多様な人材を育成するため、研修体制や人事諸制度の充実に取り組んでいく。

- (1) 全役職員が率先して自己啓発と自己研鑽に励み、日々の仕事に「創意工夫」を発揮して取り組む。
- (2) 「目利き力」の向上など知識・ノウハウ等を習得するための研修制度の充実を図り、専門性の高い職員を育成する。
- (3) 女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスなど「働き方改革」のさらなる深掘りを図る。

## 平成29年度の決算状況について

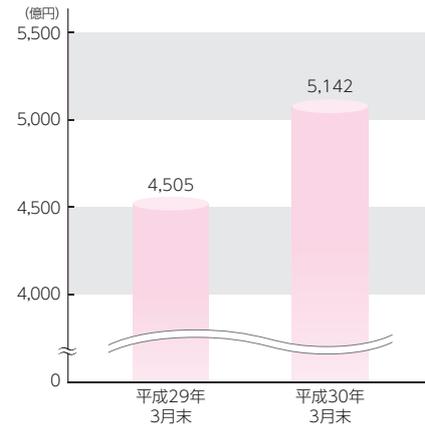
## 業績について

平成29年度の当金庫の業績は、地元金融機関として地域のお客さまから多大なるご支援を頂いた結果、預金・貸出金ともに前年実績を上回り、収益面でも増益を確保することができました。これからも「うれしいこと、と一緒に。」を合言葉に地域の皆様に愛される「もりしん」を目指してまいります。

預金残高 **5,142** 億円

預金は、懸賞付定期預金「杜の都でっかい夢定期」等の企画商品がご好評をいただいたことなどから、個人預金で165億円増加し、前期比637億円増の5,142億円となりました。

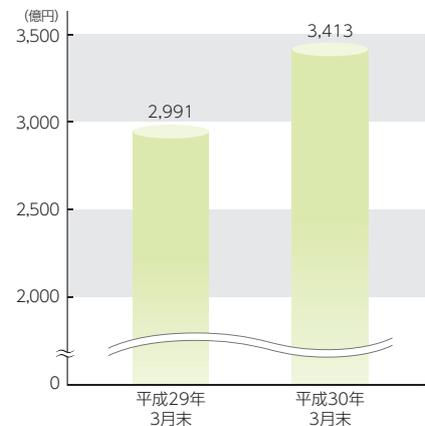
【預金残高】



貸出金残高 **3,413** 億円

貸出金は、震災復興支援融資等に積極的に取り組んだことなどから、前期比421億円増の3,413億円となりました。

【貸出金残高】



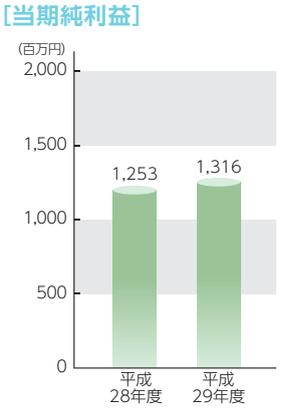
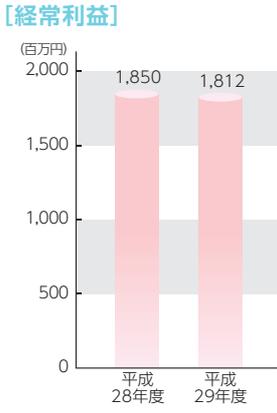
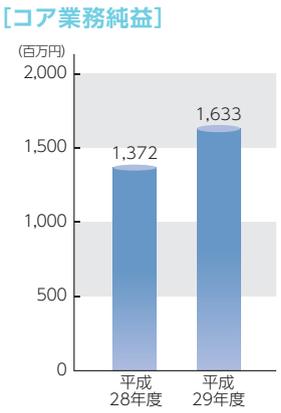
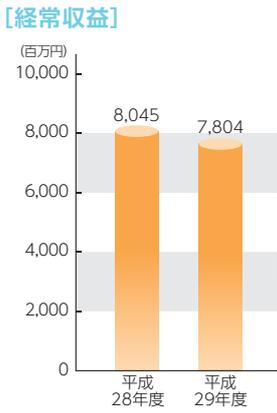
収益について

経常収益  
7,804百万円

経常利益  
1,812百万円

コア業務純益  
1,633百万円  
(業務純益1,964百万円)

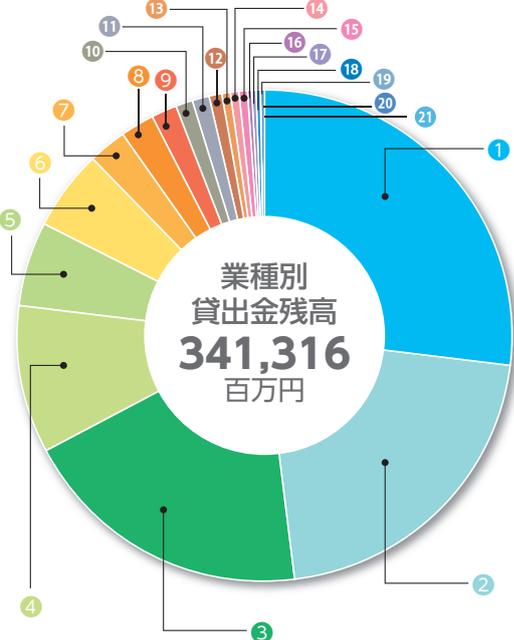
当期純利益  
1,316百万円



経常利益は、国債等債券売却益等の減少により前期比37百万円減益の1,812百万円となりましたが、資金運用収益の増加によりコア業務純益は、261百万円増加し1,633百万円、当期純利益も63百万円増加し1,316百万円とそれぞれ増益となりました。

(注) コア業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額および国債等債券損益を除いて算出され、本来業務から得られる利益のことです。

業種別貸出金残高の内訳



- ① 不動産業  
92,683百万円/27.15%
- ② 地方公共団体  
71,527百万円/20.95%
- ③ 個人(住宅・消費・納税資金等)  
65,472百万円/19.18%
- ④ 建設業  
33,217百万円/9.73%
- ⑤ 卸売業、小売業  
19,086百万円/5.59%
- ⑥ その他のサービス  
17,900百万円/5.24%
- ⑦ 医療、福祉  
8,862百万円/2.59%
- ⑧ 製造業  
6,760百万円/1.98%
- ⑨ 飲食業  
6,027百万円/1.76%
- ⑩ 金融業、保険業  
4,296百万円/1.25%
- ⑪ 運輸業、郵便業  
3,587百万円/1.05%
- ⑫ 生活関連サービス業、娯楽業  
2,821百万円/0.82%
- ⑬ 農業、林業  
2,137百万円/0.62%
- ⑭ 宿泊業  
1,743百万円/0.51%
- ⑮ 教育、学習支援業  
1,582百万円/0.46%
- ⑯ 情報通信業  
1,327百万円/0.38%
- ⑰ 物品賃貸業  
1,008百万円/0.29%
- ⑱ 学術研究、専門・技術サービス業  
705百万円/0.20%
- ⑲ 漁業  
463百万円/0.13%
- ⑳ 電気、ガス、熱供給、水道業  
57百万円/0.01%
- ㉑ 鉱業、採石業、砂利採取業  
47百万円/0.01%

# 復興から創生へ

東日本大震災から7年余りが経過し、復興への道筋は少しずつ見えてきたようですが、被害の大きかった地域の未解決の問題はなかなか前に進みません。そのような中で皆様の一刻も早い復興・再生、そして「地方創生」に向けたお手伝いをさせていただければと、当金庫は日々努力してまいります。

## 地域の皆さまとの絆を強く、より深く

緑あふれる故郷、こどもたちの元気な声、笑顔、笑顔。  
そんなエネルギーな宮城にしていきたいために皆さまとともに歩み続け、サポートする杜の都信用金庫です。

## 地方創生に向けた当金庫の取り組み

当金庫は、地域の稼ぐ力や雇用の創出につながる「まち・ひと・しごとの創生」に資する取り組みをより一層推進していくことが必要であるとの認識のもと、中小企業の経営改善・事業再生支援など地域産業の活性化や顧客会員組織の活性化、観光振興の推進等に取り組んでおります。

## 多賀城市と地方創生に向けた「包括連携協定」を締結しました。

平成30年1月29日(月)、当金庫は地方創生への取り組みの一環として、多賀城市と「包括連携協定」を締結しました。

### 【目的】

当金庫と多賀城市が相互の連携のもと、双方の持つ資源を有効に活用し、多賀城市の発展と地域経済の活性化、及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 【連携事項】

- (1) 中小企業・小規模事業者への創業・新規事業等を含む経営支援に関する事。
- (2) 多賀城市の交流人口の増加対策及び地域経済活性化に関する事。
- (3) 地場産品や特産品の普及・促進及び観光振興に関する事。
- (4) 多賀城市民の暮らしの安全・安心に関する事。
- (5) その他、上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事。

### 【特徴的な取り組み】

- 多賀城市が推進する「歴史的文化資源を活用したシティブランド・ブラッシュアップ・プロジェクト」など文化芸術事業への協力支援の一環として、多賀城市の東北歴史博物館で開催された「東日本大震災復興祈念特別展『東大寺と東北』～復興を支えた人々の祈り～」に特別協賛をしました。
- 平成30年3月から、多賀城市にお住まいで運転免許証を返納されたご高齢のお客さま向けに優遇金利が付いた定期預金の取扱いを開始しました。
- 認知症等によりはいかのおそれのあるご高齢者の生命及び身体の安全確保とご家族等への支援を図るために、「高齢者はいかいSOSネットワーク事業」へ協力参加しました。
- 地域に暮らすご高齢者が安心して暮らし続けることができるように、渉外担当者による高齢者見守り支援活動を行っています。



## 被災地支援特別融資「スーパー・グレードアップV」のお取扱いをしています。

**被災地支援特別融資【事業資金】**

# スーパー・ファイブグレードアップV

**ご融資額 500万円 2.50%**  
(変動金利)

**幅広い事業資金ニーズをサポートします!**

創業支援・業種転換資金  
事業資金・資金繰り支援

**1年間元利金の返済据置**

**担保・保証人不要**

多賀城市との「包括連携協定」に基づく「運転免許証返納定期預金」の取扱いを開始しました。

**運転免許証返納定期預金**

**+0.2%**  
上乗せ!

(前掛け入内総額が1人様200万円まで)

# うれしいこと、と一緒に。

地域とともにあゆむ。杜の都信用金庫

お客さまにご満足いただくために、  
私たちは「お客さまのご要望」をうかがい、「お客さまの立場」になって考え、  
より良い金融サービスをお届けできるよう、一層努力してまいります。

## 杜の都信用金庫 3つのビジョン

お客さまに満足していただける  
最もよいサービスをお届けできるよう、  
私たちは、お客さまの気持ちを第一に考え、  
なお一層サービスの向上を  
すすめてまいります。



私たちは、  
人に・街に  
優しくありたいと  
考えています。

地域清掃活動や文化活動への参加・協賛、  
総合学習の受け入れ等、さまざまなかたちで  
地域社会の充実や豊かな社会づくりに  
取り組んでおります。

私たちは、  
お客さまを  
たいせつにします。

お客さまに、安心して便利に  
ご利用いただくために、  
さまざまなサービスの実施と  
相談業務の充実に努めてまいります。



私たちは、  
自然や環境も  
たいせつにします。

クールビズやウォームビズ、各店舗のエコ化など、  
職員一人ひとりが省エネルギー対策を意識し、  
日常できる行動を一つ一つ積み重ね  
実践するよう心がけております。



# CS向上への取り組み

うれしいこと、一緒に。

## 私たちは、お客さまをたいせつにします。

お客さまに、安心して便利にご利用いただくために、  
さまざまなサービスの実施と相談業務の充実に努めてまいります。

CS向上への取り組み



### 窓口営業時間を 延長しております。

お客さまの生活や企業さまの業態の変化に伴い、当金庫では営業時間を延長し、お客さまのニーズに合わせた営業を行っております。

午後5時まで  
窓口営業を行っております。

本店営業部、黒松駅前支店、中央支店、塩竈営業部、  
西多賀営業部、多賀城支店、泉中山支店、玉川支店

上記以外の営業店は、

午後5時まで  
相談業務を行っております。

### 「相談プラザ」営業のご案内

泉中央支店（やすらぎプラザ）は、「土曜日」も相談業務を行っております。

■平日／9:00～17:00  
■土曜日／9:00～16:00

☎ 0120-756-870



泉中央支店  
（やすらぎプラザ）

北仙台支店（ふれあいプラザ）は、「土曜日」も相談業務を行っております。

■平日／9:00～17:00  
■土曜日／9:00～16:00

☎ 0120-201-823



北仙台支店  
（ふれあいプラザ）

## CS向上への取り組み

当金庫では、接客サービス向上を目指す職員のロールモデルとして、各店にCSリーダーを配置し、「うれしいこと、一緒に。」を合言葉にお客さまへの気配りと対応マナーの向上に取り組んでおります。また、ご来店されたお客さまの利便性向上に向け、店舗設備の充実に取り組んでおります。



中央支店本部ビル2階に、小さなお子さまとゆっくり休憩いただけるスペース「赤ちゃん＆ママママのお部屋」を設置しております。

## 資産運用相談／保険に関する相談

当金庫では、お客さまの理想のライフスタイルの実現に向け、資産の運用相談から保険に関する相談まで、お客さまの考えに基づいてより良い運用商品をアドバイスさせていただいております。本部に専門スタッフを配置しているほか、営業店では随時資産運用相談を受け付けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

## 年金の相談

社会保険労務士による「無料年金相談会」を全店にて実施いたしました。ねんきん定期便の見方や、受け取りに関する手続き方法、年金額等について、分かりやすく具体的にお答えしております。平成30年度においては全店にて年金相談会を開催いたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。



### 店頭にAED設置



万が一の場合に速やかな応急処置ができるようにAEDを設置しております。

### ATMコーナーを便利に



ATMコーナーにバッグや小物等がおけるスペースを設置しております。

### 加湿器で健康管理



インフルエンザ等に備え、お取引先の企業が開発した「弱酸性次亜塩素酸ステリ・PRO除菌・消臭機能付き加湿器」を全店舗に設置しております。

## 社の都信用金庫のライフステージ別おすすめ商品

ライフステージ別に適した商品をご用意しています。

### 20代

マイカー購入費用や住宅資金の準備など



おすすめ商品

- マイカー購入資金に「**カーライフプラン**」
- 住宅取得費用の準備のため、毎月定期的に積立をする「**定期預金**」
- レジャー資金等に「**オールマイティローン**」
- 万一のケガや病気に備えて「**医療・がん保険**」や「**傷害保険**」



### 30代

お子様の入園・入学資金・住宅資金の頭金など



おすすめ商品

- 住宅資金の頭金準備のために毎月定期的に積立をする「**定期預金**」
- 「定期預金」の満期金を安全確実に増やすために「**定期預金**」
- お子様の万一のケガや病気に備え「**医療・がん保険**」や「**傷害保険**」
- ご家庭の明日をしっかりと応援します！「**しあわせサポートローン**」



### 40代

お子様の教育資金・マイホーム購入など



おすすめ商品

- 教育資金の準備として「**しんぎん教育カードローン**」
- マイホーム取得資金として「**社の都無担保住宅ローン**」



### 50代

保険の見直し将来への備えなど



おすすめ商品

- 資産を安全確実に増やすために「**定期預金**」や「**公共債**」
- 公的年金の補完として「**個人年金保険**」
- 入通院に備え、生命保険を死亡保障重視から医療保障重視へ見直して「**医療保険**」や「**がん保険**」

### 60代

シニアライフの生活資金や相続の準備など



おすすめ商品

- 生活資金、旅行費用に「**社の都シニアライフローン**」
- ご家族の将来のために「**終身保険**」

2017-2018 TOPICS 地域とともにあゆむ 私たちは、人に・街に優しくありたいと考えています。

杜の都信用金庫は地域清掃活動や文化活動への参加・協賛、総合学習の受け入れ等、さまざまなかたちで地域社会の充実や豊かな社会づくりに取り組んでおります。これからも地域の皆さまと親睦を深めてまいります。

2017

4月

3日(月)  
宮城県子育て世帯生活資金融資制度「みやぎっこ応援ローン」取扱いを開始



19日(水)  
懸賞付定期預金第2回「杜の都でっかい夢定期」公開抽選会



26日(水)  
平成29年度 第1回「県民ロビーコンサート」を開催  
今年度も宮城県庁舎内で毎月開催されている「県民ロビーコンサート」のネーミングライツの契約を更新いたしました。

5月

11日(木)  
給与振込・法人インターネットキャンペーンの実施



15日(月)  
原町支店移転(卸町支店内)

17日(水)  
杜の都お祝い積金「開運招福」ご愛顧キャンペーンの実施

20日(土)  
「仙台・青葉まつり」に参加  
第33回仙台・青葉まつりに「杜の都信用金庫ずめ組」が参加。  
"伊達政宗公450周年祭"にふさわしい、総勢58名の粋な演舞に、沿道から大きな拍手が送られました。

27日(土)  
第62回宮城県信用金庫野球大会優勝



27日(土)  
「第5回千年希望の丘 植樹祭2017」に参加  
職員有志ならびに家族の方々が参加し、植樹を行いました。

29日(月)  
懸賞付定期預金第4回「杜の都でっかい夢定期」取扱い開始



29日(月)  
テレビCM放映開始

29日(月)~6月30日(金)  
2017「東北・夢の桜街道」絵画コンクール出展作品を展示

6月

10日(土)  
玉川朝市開催



15日(木)  
「信用金庫の日」  
日頃の感謝を込め、清掃活動、お客さまへ「あさがお」の種子を進呈する花いっぱい運動を行いました。

7月

1日(土)~8月27日(日)  
東日本大震災復興祈念 特別展「空海と高野山の至宝」へ特別協賛



12日(水)  
福田町支店が特殊詐欺を未然防止し、仙台東警察署より感謝状を授与

17日(月・祝)  
塩竈みなと祭「よしこの鹽竈パレード」に参加

28日(金)  
「三瀧山不動尊夏祭り」に参加



30日(日)  
「北仙台商店会夏祭り」に参加

8月

7日(月)~8日(火)  
 仙台七夕期間中に涼やかに浴衣でお出迎え  
 (本店営業部・中央支店・塩竈営業部)

19日(土)  
 「南光台夏祭り」に参加

25日(金)  
 宮城県信用保証協会と  
 「中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結

27日(日)  
 「金蛇水神社神輿」に参加



9月

9日(土)・10日(日)  
 河北新報杯争奪第19回県軟式野球選手権大会優勝

28日(木)  
 「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」を公表

29日(金)・30日(土)・10月1日(日)  
 「仙台クラシックフェスティバル2017」へ協賛

30日(土)  
 「モリリン加瀬沼公園」の清掃活動を役職員で実施



10月

11日(水)  
 懸賞付定期預金第3回「社の都でっかい夢定期」公開抽選会

11日(水)  
 泉中山支店が特殊詐欺を未然防止し、泉警察署より感謝状を授与



11月

6日(月)  
 懸賞付定期預金第5回「社の都でっかい夢定期」取扱い開始

9日(木)  
 「ビジネスマッチ東北2017」に参加



12月

20日(水)  
 「久石譲 PREMIUM CONCERT 2017 in 仙台」へ特別協賛

2018

1月

1月1日(月)  
 東北楽天ゴールデンイーグルスとスポンサー契約

14日(日)  
 「どんと祭」裸参りに参加

25日(木)  
 マスコットキャラクター「もっちゃん」・「りっちゃん」決定

29日(月)  
 多賀城市と「包括連携協定」を締結



2月

16日(金)  
 仙台市策定「百年の杜づくり事業『新しいみどりの基本計画』」へ寄附金を贈呈

20日(火)  
 「みやぎ交通死亡事故ゼロキャンペーン」に協賛し、  
 宮城県警察より感謝状を授与



3月

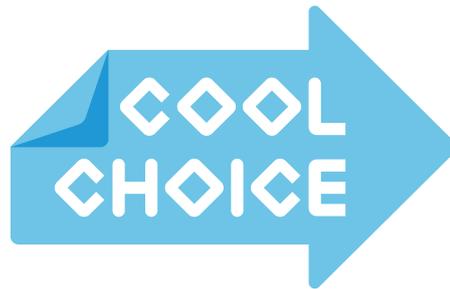
1日(木)  
 多賀城市との「包括連携協定」に基づく「運転免許証返納定期預金」取扱い開始



# 私たちは、 自然や環境もたいせつにします。



## 私たちは「COOL CHOICE」へ 賛同しています。



未来の  
ために、  
いま選ぼう。

「COOL CHOICE」とは、

2030年度の温室効果ガスの排出量を

2013年度比で26%削減するという目標達成と、低炭素社会実現のために、

日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、

温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

当金庫では、本部ビルをはじめ各店舗のエコ化や、クールビズ・ウォームビズを実施するほか、

職員一人ひとりが省エネルギー対策を意識して行動し、

みんなが一丸となって温暖化防止に資する選択をするよう心がけております。

## ネーミングライツの取得を通して、地域の文化芸術活動(メセナ活動)の振興、 県立都市公園の整備に貢献しております。

杜の都信用金庫では、平成22年4月に、宮城県との間において地域の文化芸術活動(メセナ活動)を支援していくことを目的として、宮城県庁舎内で毎月1度開催されている「県民ロビーコンサート」のネーミングライツを取得し、その名称を「杜の都信用金庫「県民ロビーコンサート」」と命名いたしました。「県民ロビーコンサート」のライツ料は、コンサートの定期的な開催を通して地域の文化芸術活動の支援・振興に役立てられます。

また、平成21年4月から契約を締結しております県立都市公園「加瀬沼公園(宮城郡利府町加瀬沼地内)」のネーミングライツ(命名権)について、同公園の名称を「杜の都信用金庫「モリリン加瀬沼公園」」として命名しております。加瀬沼公園のネーミングライツ料は、県立都市公園の保全・維持管理に利用されております。

### 【杜の都信用金庫「県民ロビーコンサート」】

「県民ロビーコンサート」は、宮城県庁舎内で毎月開催されるロビーコンサートで、どなたでも観覧料は無料でお楽しみいただけます。平成元年の開催以来、文化芸術の鑑賞及び文化芸術活動の発表の場として、多くの皆さまに定着し親しまれております。

平成29年度は、年間12回の定例コンサートと年2回(夏・秋)のスペシャルコンサートが開催されました。平成30年度も引き続き宮城県と契約更新を行い、4月の「仙台フィルハーモニー管弦楽団」による演奏を皮切りに毎月開催されます。



県民ロビーコンサート  
 ■開催日時  
 毎月第4水曜日の  
 午後0時15分～0時45分(30分間)  
 ■開催場所:  
 宮城県庁行政舎1階ロビー  
 ※そのほか、スペシャルコンサートも  
 予定されております。

### 【杜の都信用金庫「モリリン加瀬沼公園」】

加瀬沼公園は、塩釜市、多賀城市及び宮城郡利府町にまたがる加瀬沼を中心とする「人と自然との調和」をテーマとした県立都市公園であり、緑豊かな環境のもとで誰もが日常的な健康づくりができるレクリエーションの場として地域の皆さまに親しまれております。

昨年9月には、秋の紅葉シーズンに合せ、当金庫役職員やその家族などが参加して、年1回の一斉清掃活動を実施いたしました。

## 仙台市「百年の杜づくり事業」(新しいみどりの基本計画)に 寄附金を贈呈しました。

平成24年度から引き続き、仙台市が策定している「百年の杜づくり事業『新しいみどりの基本計画』(平成24年度～平成32年度)」に対して、平成30年2月、寄附金を贈呈いたしました。

寄附金は、東部地域における防災・減災機能の高いみどりの再生を最優先に、自然環境の保全や、都市の最適性・安全性を向上させる「みどり豊かな都市づくり」に役立てられます。



## 仙台市が開館した「仙台子ども体験プラザ」に 協賛・出展しています。

被災地仙台の児童生徒が仕事や消費の模擬体験を通じて経済の仕組みを学ぶために、仙台市が平成26年8月に開館した学習施設「仙台子ども体験プラザ-Elem(エリム)」(AER8階)の「ファイナンスパーク(※)」にブースを出展しております。

平成29年度は、仙台市内の中学校60校(7,648名)の生徒が消費・金融学習を体験いたしました。

※ファイナンスパークでは、市内の中学生を対象に家族構成・収入など与えられた条件の中で、様々な商品やサービスの購入・契約などを体験し、情報を適切に活用する力や生活設計能力などを学ぶ施設です。



## 健全性について

自己資本比率は、国内基準(4%)を大幅に上回る8.13%を確保いたしました。また、不良債権比率は、厳正な自己査定を行った結果、2.67%になりました。

今後とも健全性を高め、更なる経営体質の強化に努めてまいります。

### ≫自己資本比率について

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を示す経営指標の一つです。

当金庫の平成30年3月末の自己資本比率は8.13%となり、国内基準(4%)を大きく上回っております。

今後も経営体質の強化に努め、適正な利益水準の確保と、ポートフォリオバランスを考えた業務展開により、自己資本比率の水準を高めてまいります。

#### 【自己資本比率】

(単位:百万円・%)

項目	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
コア資本に係る基礎項目(A)	19,194	20,430	21,926
コア資本に係る調整項目(B)	44	75	134
自己資本額(C)=(A)-(B)	19,149	20,354	21,791
リスクアセット等計(D)	207,721	243,606	268,037
自己資本比率(C)/(D)	9.21	8.35	8.13

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(注)2.詳細につきましては、48ページ～54ページをご覧ください。

### ≫貸出債権等の健全性について

平成30年3月末の不良債権比率は、前期比0.34ポイント上昇し、2.67%となりました。

今後も、お取引先との信頼関係のもと資産の健全性向上に取り組んでまいります。

#### 【不良債権比率(額)】

(単位:百万円・%)

	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
不良債権	7,151	7,013	9,182
正常債権	237,677	293,643	333,619
金融再生法上の開示債権額	244,828	300,656	342,802
不良債権比率	2.92	2.33	2.67



## 貸出資産の状況について

当金庫では、「お取引先と向き合い、お取引先とともに考える。」ことを基本に、経営改善支援や事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

今後もお取引先の経営改善や事業再生をきめ細やかにお手伝いするとともに、信用リスクを適切に管理してまいります。

- 貸出資産に関しましては、法令等に基づき、適切に開示することが求められております。
- 当金庫の金融再生法開示債権(根拠法:金融再生法)、及びリスク管理債権(根拠法:信用金庫法)は以下のとおりです。

### 金融再生法に基づく開示債権

金融機能の安定と再生を図ることを目的とした「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」に基づき、当金庫の資産査定の結果を下記の4つの債権に区分して開示しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権が貸出金を対象とするのに対し、金融再生法に基づく開示債権は貸出金のほか未収利息、仮払金、債務保証見返の各勘定を含みます。

このようにリスク管理債権と比べて対象が拡大するため、開示額に差異が生じます。

#### 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a-c)	引当率(d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	平成29年3月末	7,013	6,374	4,033	2,340	90.88%	78.54%
	平成30年3月末	9,182	8,258	6,077	2,181	89.93%	70.24%
破産更生債権及びこれに準ずる債権	平成29年3月末	3,840	3,840	1,751	2,089	100.00%	100.00%
	平成30年3月末	4,071	4,071	2,201	1,870	100.00%	100.00%
危険債権	平成29年3月末	2,962	2,478	2,232	246	83.69%	33.81%
	平成30年3月末	4,696	3,849	3,561	287	81.96%	25.35%
要管理債権	平成29年3月末	210	54	50	4	25.87%	2.53%
	平成30年3月末	415	338	314	23	81.39%	23.35%
正常債権	平成29年3月末	293,643					
	平成30年3月末	333,619					
合計	平成29年3月末	300,656					
	平成30年3月末	342,802					

- (注)1.「破産更生債権及びこれに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

### 信用金庫法に基づくリスク管理債権

金融機関にとって最大のリスクは、貸出金の回収が困難となる「信用リスク」ですが、当金庫ではこの「信用リスク管理」の強化を図りながら健全経営に努め、地域金融機関としてお取引先のお役に立つ融資に努めてまいりました。

#### リスク管理債権額の引当・保全状況

(単位:百万円)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A	
破綻先債権	平成29年3月末	419	92	326	100.00%
	平成30年3月末	407	83	323	100.00%
延滞債権	平成29年3月末	6,381	3,889	2,008	92.43%
	平成30年3月末	8,356	5,676	1,833	89.86%
3ヵ月以上延滞債権	平成29年3月末	5	5	—	100.00%
	平成30年3月末	60	49	3	88.08%
貸出条件緩和債権	平成29年3月末	204	44	4	23.77%
	平成30年3月末	355	264	20	80.26%
合計	平成29年3月末	7,011	4,032	2,339	90.88%
	平成30年3月末	9,179	6,074	2,180	89.93%

- (注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- 更生手続開始の申立てがあった債務者
  - 再生手続開始の申立てがあった債務者
  - 破産手続開始の申立てがあった債務者
  - 特別清算開始の申立てがあった債務者
  - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- 5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
- 8.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

# 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

## 1 中小企業の経営支援に関する取組方針

社の都信用金庫は、「中小企業の健全な発展」「地域社会繁栄への奉仕」を経営理念に掲げ、地域の中小企業・零細企業および地域住民の皆さまへの円滑な資金供給に努めるとともに、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大の支援を通じて、「地域社会の発展のために設立された地元の信用金庫」としての原点に立ち、被災地への継続的な復興支援をするとともに、「まち・ひと・しごと創生法および地域再生法」の基本理念を尊重し「地方創生」に貢献していくことを目指し、また、地域社会の持続的な成長・発展に向け、地域に貢献し、地域とともに未来へ歩み続ける「もりしん」を、目指してまいります。

## 2 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業の経営支援については、平成19年よりビジネス・マッチングへの参画によるお取引先の販路拡大に向けた支援を継続しており、また平成23年3月の東日本大震災により被災されたお取引先の復興再生、および中小企業金融円滑化法の期限到来による対策として、宮城県中小企業再生支援協議会、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、みやぎ産業復興機構等外部機関との連携を図り、お取引先の経営改善に向けた支援強化に努めてまいりました。

さらに、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、これまでと変わらず、引き続き貸付条件の変更等円滑な資金供給に努めていくことを公表するとともに、全職員に対し周知してまいりました。

中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受け、今後もコンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大を支援してまいります。

経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されたことを踏まえ、お客さまと保証契約を締結する場合、保証人のお客さまより保証契約の見直しのお申し出があった場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠意をもって適切に対応するよう努めています。引き続き、本ガイドラインの主旨を踏まえ、適切に対応すると共に、担保・保証に過度に依存することなく、企業価値や将来性を重視した融資に取り組んでまいります。

## 3 中小企業の経営支援に関する取組状況

### ①創業・新規事業開拓の支援

信用保証協会及び宮城県、仙台市の創業支援関連制度融資、またプロパー融資（スーパー・グレードアップV）の活用により、起業される方や創業間もない方を対象に創業時の資金繰りを支援しています。

【創業支援融資件数】

212件 932百万円

内 訳	市・県制度融資	プロパー融資
	18件 105百万円	194件 826百万円

### ②成長段階における支援

#### a. ビジネスマッチへの取り組み

ビジネスマッチへの参画による、お取引先の販路拡大や経営課題解決に向けた支援に伴う信頼関係の向上を目指しており、平成29年11月開催の「ビジネスマッチ東北2017(東北地区信金協会主催)」では、当金庫のお取引先15社が出展しました。

また、経営課題解決に向けての支援や地方創生・地域の活性化等を目的に地域活性化支援事業「販路開拓支援(東北地区信金協会主催)」として、大手企業等への人脈を有する「特定非営利活動法人 経営支援NPOクラブ」のコーディネーターを活用した「首都圏等販路開拓コーディネート事業」を展開し、当金庫のお取引先1社の首都圏の販路開拓支援を実施しました。

#### b. ABL(動産担保融資)の推進

中小企業金融円滑化法の最終期限を踏まえた「出口戦略」における政策パッケージの公表による金融の円滑化を図るための新規融資の取り組みとして、ABL(動産担保融資)に取り組んでおり、平成29年度の実績は6件の342百万円となっております。

外部評価機関トゥルーバグループホールディング株式会社と業務

委託基本契約を締結し、ABLの手法のノウハウの習得に取り組んでおります。

### ③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

#### a. 取引先に対するコンサルティング・経営指導等の提供

前述の「出口戦略」における政策パッケージの公表により、コンサルティング機能の発揮による経営改善支援策として、外部機関との連携について取り組み、平成29年度の実績は下記の通りとなりました。

(平成30年3月末実績)

- i. 宮城県中小企業再生支援協議会  
協議事案 46件(うち成立事案 44件)
- ii. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構  
協議事案 38件(うち買取事案 33件、支援決定 4件)
- iii. みやぎ産業復興機構  
協議事案 4件(うち買取事案 3件、支援決定 1件)

#### b. 経営支援能力の向上

事業再生支援に必要な知識の習得を図るとともに、実際に再生支援協議会との連携にてお取引先の事業再生計画を策定することでスキルアップを図ることを目的として、中小企業再生支援協議会全国本部から講師を招いて研修会等を開催し、コンサルティング機能の強化に努めております。

#### c. DES(債務の株式化)、DDS(資本金性借入金)の推進

前述の「出口戦略」における政策パッケージの公表による新たな事業再生手法として、DDS(資本金性借入金)の活用にも取り組んでおり、現在まで1件の35百万円を実行しております。

#### d. M&A仲介等

経営支援の一環として、高齢化社会を背景とした中小企業等の事業承継問題に取り組む、信金キャピタル株式会社並びに株式会社日本M&Aとの業務提携により、仲介業の取扱いをしております。

また、宮城県事業引継ぎセンターとの連携によるお取引先の事業承継に係る支援の取り組みを行っております。

事業承継支援先数	連携先
1先	宮城県事業引継ぎセンター

## 4 地域の活性化に関する取組状況

### ①東日本大震災により被災されたお取引先の事業再生支援等

東日本大震災からの復興支援の一環として、平成23年12月に信金中央金庫および信金キャピタル株式会社との共同出資により、被災地域で再生に取り組む中小企業を支援するためのファンド「投資事業有限責任組合しんぎんの絆」が設立され、取り組みを行っております。

### ②政府系金融機関および宮城県信用保証協会との業務連携

平成26年10月 2日 株式会社日本政策金融公庫と覚書締結  
平成27年 1月19日 株式会社商工組合中央金庫と覚書締結  
平成29年 8月25日 宮城県信用保証協会と覚書締結  
地域の中小企業の金融ニーズに対して、「地域金融機関」と「公的金融機関」「公的保証機関」の持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、これまで以上に地域経済の活性化に貢献してまいります。

### ③その他、地域経済の活性化対策として取り組んできた事例

- i) 地場産業の支援、新事業・業種転換を目指す企業に対する支援  
TKC経営者ローン  
創業支援融資
- ii) 再生可能エネルギー買取制度を利用した融資  
平成29年度取組実績は、5先328百万円を実行しております。
- iii) 地公体等とのタイアップ事業  
塩釜商工会議所及び多賀城・七ヶ浜商工会と地方創生に関した包括連携協定締結
- iv) 東日本大震災関連  
被災地支援特別融資「スーパー・グレードアップ<sup>ファイブ</sup>V」  
地域企業支援(震災復興特別資金)融資  
災害復旧対策融資

上記プロパー融資の推進により、地域金融の円滑な資金提供に取り組んでおります。

## ▶▶ 地域金融円滑化への取り組みについて

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど課題解決型金融の実践に努め、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいりました。

従いまして、中小企業金融円滑化法終了後も、お取引先の皆さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合には、

これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいりますので、何なりと気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

今後も、地域の中小企業及び個人のお客さま方のご要望に積極的にお応えし、地元の発展に繋がるよう努めてまいります。

## ▶▶ 貸付の条件変更等の実施状況 [平成30年3月末時点]

### [中小企業者向けご融資]

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	3,862	68,303	3,328	60,530	269	5,331	42	400	223	2,039

### [住宅資金ご融資]

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	322	3,728	241	2,701	44	430	0	0	37	595

注1:公表した計数は、法施行日(平成21年12月4日)から平成30年3月31日までの対応状況を集計しております。  
 注2:件数は「債権単位」で集計しております。また、金額は「申込時点の債権額」を集計し、百万円未満を切捨てて表示しております。  
 注3:「申込」とは、お客さまから書面又は口頭により承った「貸付条件変更等の申込」を集計しております。  
 注4:「謝絶」には、「みなし謝絶」(継続審査中であるが、受付日から3ヶ月を経過した案件)が含まれております。

### ● 貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	好調先	順調先	不調先
	136	6	46

## ▶▶ 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況 [平成30年3月末時点]

『経営者保証に関するガイドライン』の活用状況について以下のとおりご報告いたします。

### 【『経営者保証に関するガイドライン』の活用状況】

項 目	平成28年10月～平成29年3月末	平成29年4月～平成29年9月末	平成29年10月～平成30年3月
新規に無保証で融資した件数*	3,118件	3,422件	2,742件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	84.27%	85.02%	80.85%
保証契約を解除した件数	39件	24件	62件

\*保証債務の整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証のガイドラインに基づくお申出はございませんでした。

### 本部ご相談窓口

ご返済計画見直し等に係るご意見・ご要望・苦情相談等  
**【お客さま支援部】0800-800-9002** (フリーダイヤル)

受付時間は午前9時から午後5時までです。(当金庫の窓口休業日は除きます)

# コンプライアンス(法令等遵守)への具体的な取り組み

役職員一人ひとりが、コンプライアンスの重要性を認識し、誠実に取り組むことを基本としております。

## コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当金庫は「地域社会・お客さま・職員の願いを知り、誠実に応えていくこと」こそ、コンプライアンスの『本質』であると捉え、当金庫が社会的責任と公共的使命を全うするための全ての業務における共通の規範が、コンプライアンスであると考えております。

全役職員には、コンプライアンスの基本方針・行動綱領・行動基準等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」や「杜の都信用金庫エシックスカード」を配布し、遵守意識の醸成を図るとともに、「職員コンプライアンス・チェック表」に基づく自己評価の実施や、職務別・階層別の研修会や勉強会等を通じて、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上とコンプライアンス行動の実践を啓発しております。

また、コンプライアンスを着実に実践するための協議機関として「コンプライアンス委員会」を設置しているほか、コンプ

ライアンスを包括的に把握・管理する統括部署(営業部店サポート部金融法務課)、及び各部署に「コンプライアンス担当者」を配置し、統括部署と情報の共有を図り、コンプライアンス違反の発生防止等に組織的に取り組む態勢を整備しております。

さらに、一定の休暇等により職場離脱した職員のコンプライアンスの遵守状況を第三者がチェックすることで不祥事件等の未然防止を図っているほか、定期的な人事ローテーションにより職務固定化の影響を排除しております。

今後とも、地域社会のお役に立ち、お客さまに喜んでいただけるようコンプライアンス遵守に努めてまいります。

### 杜の都信用金庫 コンプライアンス基本方針

杜の都信用金庫は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を踏まえ、コンプライアンス(法令等遵守)に根ざした経営を実践する。

1. **コンプライアンスを実践する企業風土の醸成**
2. **行動綱領、規程等の整備と周知徹底**
3. **お客さまから信頼される責任ある行動**

### 杜の都信用金庫「エシックスカード」

#### 杜の都信用金庫3つのビジョン

1. 私たちは、人に・街に優しくありたいと考えています。
2. 私たちは、お客様をたいせつにします。
3. 私たちは、自然や環境もたいせつにします。

#### 私たちの行動指針

情熱・責任感・努力を誇りとします。

1. 地域社会に貢献するという情熱。
2. 自らの任務を責任をもって遂行するという責任感。
3. 可能性にチャレンジする努力。

杜の都信用金庫

### 行動する前に、「あなた自身」でもう一度確認してください!

- ・その行動は…法律やルールに反していませんか?
- ・その行動は…後ろめたさを感じませんか?
- ・その行動は…家族や大切な人たちを泣かせることになりませんか?
- ・その行動は…報道されても胸を張れますか?
- ・その行動は…誰かに迷惑をかけませんか?
- ・その行動は…杜の都信金のイメージを傷つけないですか?

判断に迷ったら、必ずコンプライアンス担当者や上司に相談しましょう。

## ●エシックスカード

当金庫は、法令やマニュアルの文言のみを理解するのではなく、その背景にある精神までも理解し実践することが「コンプライアンスの実践」であると考えております。

コンプライアンスの実践は、企業倫理(ビジネスエシックス)に照らし、誠実さをもって律していかなければ実現できません。そして、企業倫理意識の醸成は、役職員一人ひとりがあらゆる場面において判断に迷う場合には自問自答し、自らが内容を確認するといった習慣を身につけさせることから始まると言われております。

当金庫では、名刺大の「杜の都信用金庫エシックスカード」を全役職員が常時携帯し、法令ばかりでなく、当金庫の企業倫理に背かない行動を確認しながら、業務に取り組んでおります。

### 顧客保護等管理方針

- 1.当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な営業活動を遂行いたします。また、別に定める「利益相反管理方針」に基づくお客さまの正当な利益の保護や、利便性の向上に向け、継続的に取り組んでまいります。
- 2.当金庫は、お客さまへの説明を要する取扱い商品全ての取引について、お客さまのご理解や経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- 3.当金庫は、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
- 4.当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供はいたしません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- 5.当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

### 金融商品に係る勧誘方針

- 1.当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4.当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

### 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等に基づき、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内諸規程等に則り、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼の更なる向上を図るため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ①当金庫が既に契約等に基づく関係を有しているお客さまと新たに行う他の取引
    - ②当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまと対立、または競合する相手と行う取引
    - ③当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまから得た情報を、不当に利用して行う他の取引
  - (2)①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - (1)対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - (2)対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - (3)対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - (4)対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4.当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
 

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内諸規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

# ガバナンス向上への取り組み

地域の皆様から一層の信頼をいただくためには、ガバナンス(企業統治)の向上を図り、健全で透明性の高い経営を実践しなければなりません。

当金庫は、地域金融機関としての公共性と社会的責任に鑑み、以下の「内部管理基本方針」を定め、これに基づきリスク管理態勢やコンプライアンス態勢を構築・強化し、経営の健全性・適切性の確保に努めております。

## ▶▶ 内部管理基本方針

### ① 理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、法令等遵守の徹底を最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守態勢の整備・強化に取り組みます。

- ①コンプライアンス統括部門を設置し、法令・企業倫理遵守等に関する施策を講じるほか、「行動綱領」や「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、教育・研修を展開します。また、「反社会的勢力に対する排除基本方針」や「反社会的勢力等対応規程」等を定め、反社会的勢力等による被害を防止します。
- ②コンプライアンスに関する相談窓口を設置するほか、内部監査部門により定期的に法令等遵守態勢の有効性及び適切性に関する監査を行います。

### ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当金庫は、法令及び内部規程に基づき、重要書類・重要情報等を適切に管理します。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、リスク管理統括部門を設置し、機動的・効果的にリスクを管理します。

- ①当金庫における重要なリスク要因を特定し、リスクカテゴリーごとに管理部門を定め、管理状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて経営会議等で審議します。
- ②自己資本の範囲内でリスクごとに限度額を設定する等、リスク量を経営体力と比較して分析することにより、不測事態の発生を未然に防止します。
- ③リスク管理の実効性を確保するため、監査部門がリスク管理状況の監査を行い、必要に応じて改善すべき事項を指示するほか改善状況を検証します。

### ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①適切かつ効率的な意志決定のため、経営上重要な事項は、常勤理事で構成する常勤理事会において予め議論を行い、その審議を経て理事会で執行を決定します。
- ②理事の職務執行について適切な監督がなされるよう、重要な業務執行等についても理事会に報告します。
- ③理事会において決定された経営計画や業務運営方針等の執行状況については、定期的に分析するほか必要に応じた見直しを行い、その状況等を理事会に報告します。

### ⑤ 当金庫及び子法人等における業務の適正を確保するための体制

当金庫は、子会社等が行う業務が法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の適切性を確保するため、子会社等の業務状況や当金庫と当金庫の子会社等との取引に対する定期的なモニタリングを行う等の措置を講じるほか、法令等に抵触しない範囲で監事及び内部監査部門による監査を行います。

### ⑥ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事がその職務を補助すべき職員を求めた場合には、キャリア等を十分に考慮して補助すべき職員を配置します。

### ⑦ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当金庫は、監事の監査を補助する職員の独立性を確保するため、当該職員は監事の指揮命令下に置くほか、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めます。

### ⑧ 理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事に報告する体制、及び監事が必要な事項の報告を求める体制を整備するほか、事態認識後直ちに監事に報告しなければならない事項等を定めます。

### ⑨ 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当金庫は、監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保し、さらに、報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制を整備します。また、報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合には金庫として厳格に対処します。

### ⑩ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当金庫は、監事の職務執行において必要と認められる監査費用の前払いや償還に関する金庫の方針等を定め、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとします。

### ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査業務の実効性を確保するため、必要に応じて監事と会合を持ち、当金庫が対処すべき課題、監査方針や監査計画、監査上の重要な課題、監査の実施状況及び提言・助言・勧告等について意見を交換します。
- ②監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図るほか、監事機能発揮の補完のために、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を活用します。

## リスク管理への取り組み

金融機関を取り巻く経営環境が急速に変化する中で、信用金庫は直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー（信用リスク／市場リスク／オペレーショナルリスク等）ごとに評価し、そのリスクを総体的に捉え、信用金庫の経営体力（自己資本）と比較することによって、自己管理型のリスク管理を行うこと（＝統合的リスク管理態勢）が求められております。

当金庫は今後とも地域の皆さまへ貢献していくため、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、経営全般にわたるリスクを統合的に把握・管理する態勢を強化し、金融環境の変化に適切に対応し健全経営の維持に努めております。

### リスク管理の態勢

当金庫は、各部門の業務遂行上内在するリスクを正確に把握し適切に管理するとともに、リスク管理態勢の向上を図るための協議機関として「リスク管理委員会」を設置しております。

日常的なリスク管理は「統合的リスク管理規程」及び「各種リスク管理規程」等に則り、それぞれのカテゴリー別管理部門が

把握・管理する部門別リスク管理を行うとともに、統括部署である営業部店サポート部がカテゴリー別管理部門と連携し、各種リスクの状況を包括的に把握・管理のうえ、「ALM委員会」の協議内容等も加味して「リスク管理委員会」で定期的に協議する態勢で取り組んでおります。

### 各リスクへの取り組み

	リスクの説明及び当金庫の取り組み	リスクの説明及び当金庫の取り組み
信用リスク	<p>信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>➤ 当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、融資部門と営業推進部門を明確に分離し、厳格な審査体制をとっているほか、「リスク管理債権管理要領」を制定し、与信ポートフォリオ管理により信用リスクの適正な把握を行い、融資部門が大口与信先を直轄支援先に選定し実態把握に努めるなど中間管理の徹底を図っております。</p> <p>また、内部研修の実施や外部研修への派遣、本部による営業店指導等を実施し、融資審査能力の向上を継続的に図っております。</p>	<p>オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により当金庫が損失を被るリスクを総称したものです。</p> <p>➤ 当金庫では、「統合的リスク管理方針」に、オペレーショナルリスクを「極小化すべきリスク」と定めております。</p> <p>また、オペレーショナルリスクは当金庫における全ての業務に存在することから、全役職員が業務遂行にあたり極小化に向けて取り組んでおります。</p>
市場リスク	<p>市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。具体的には、資産と負債の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券の価格変動もたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスクがあります。</p> <p>➤ 当金庫では、有価証券や預け金等の運用に伴う市場リスクが、経営体力（自己資本）に比して過大とならないよう自己資本配分率に基づくリスク限度額を設定しているほか、経営体力及び市場流動性等の観点から、ポジション枠及びロスカットラインを設定し、厳格に運用・管理しております。</p> <p>また、「資金運用検討委員会」を設置し、一定金額以上の有価証券購入など、余裕資金運用にかかる重要な対応を行う際には同委員会の審議を受けるなど、牽制機能を高めております。</p> <p>さらに、市場リスクに適切に対応するため「ALM委員会」を設置し、経済・金利見通し等を含め定期的な協議を行っているほか、ALMシミュレーション結果等を活用し、より健全な資産・負債のバランス、収益性の向上、管理体制の充実等に努めております。</p>	<p>事務リスクとは、役職員の事務ミス、あるいは事故や不正等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>➤ 当金庫では、各営業店及び本部各部に定期的な自主検査の実施を義務付けているほか、本部監査部門が定期的に臨店監査を実施し、厳格な事務の遂行状況をチェックする体制をとっております。</p> <p>また、事務管理部門は、適時適切に事務取扱要領等の整備を実施しているほか、定期的に各営業店を訪問し事務指導を行うなど、事務処理の堅確性確保に努めております。</p>
流動性リスク	<p>流動性リスクとは、必要な資金調達ができない場合や高金利での調達を余儀なくされることにより、当金庫が損失を被る「資金繰りリスク」と、市場混乱等により市場での取引ができない場合や、自己の信用が低下し著しく不利な価格での取引をせざるを得ないことにより、当金庫が損失を被る「市場流動性リスク」があります。</p> <p>➤ 当金庫では、「余資運用基準」に基づき、資金調達、運用方法、期間バランス等を定期的に把握するとともに、ポジション枠に基づく管理を厳格に行うことで、適切な資金の流動性を確保しております。</p> <p>また、営業店及び本部各部署との緊密な連携により、風評等の発生に繋がるような情報の早期把握に努めているほか、万が一、不測の事態が生じた場合においても、各役職員が迅速かつ適切な対応を図れる体制を構築しております。</p>	<p>システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピューターシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>➤ 当金庫では、システムリスク管理規程やセキュリティポリシー等に基づき、システムの安全管理を徹底するとともに、システム管理者とシステム運用者を分離し相互牽制機能を高めております。</p> <p>また、基幹コンピューター室への入室管理や、個々のPCに対する情報漏えい防止システムを導入し、コンピューターシステムの不正利用を抑制しているほか、情報系システムについては作業前の運用チェックを日々実施するなど、システムリスク管理の実効性を高めております。</p>
		<p>その他オペレーショナルリスクとは、金庫経営や金庫取引において法律や社会通念等を逸脱した行為が発生するなどの「法務リスク」、人事運営上の不公正やセクハラ・パワハラ等の差別的な行為が発生するなどの「人的リスク」、地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等による「有形資産リスク」、資産の健全性及収益力、自己資本等のリスク耐久力など当金庫の風評を形成する内容が低下するなどの「風評リスク」の4つのリスクがあります。</p> <p>➤ 当金庫では、例えば弁護士と連携してリーガルチェックを実施することにより法務リスクの未然防止に努めているほか、相談窓口の設置や定期的な面接の実施による人的リスクの抑止など、その他オペレーショナルリスク管理におきましても、リスク管理の徹底に努めております。</p>

## 金融ADR制度への対応(苦情処理措置・紛争解決措置等の概要)

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。

### ➤ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しております。

苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。

### ➤ 紛争解決措置

紛争解決に向けて、お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。ご利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。

また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。

#### 都の都信用金庫 お客さま相談室

住 所：〒980-0021 仙台市青葉区中央一丁目6-28  
 T E L：022-222-8076  
 F A X：022-224-1510  
 Eメール：soudanshitu@morinomiyako-shinkin.co.jp  
 受付時間：8：30～17：00（信用金庫営業日）  
 受付媒体：電話、FAX、手紙、面談、メール

#### 全国しんきん相談所（一般社団法人 全国信用金庫協会）

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7  
 T E L：03-3517-5825  
 受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日）  
 受付媒体：電話、手紙、面談

#### 東京三弁護士会

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
T E L	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 / 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 / 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 / 13:00～17:00

CASH  
CARD

## キャッシュカードのお取扱いについて

## ≫ キャッシュカード等の紛失・盗難・偽造等の受付窓口

キャッシュカードや通帳等を紛失された場合、盗難や偽造被害に遭われた場合等には、下記の受付窓口までご連絡ください。

	受付時間	受付窓口	電話番号
平日	9:00～17:00	当金庫本支店	店舗のご案内は「営業店舗のご案内」をご覧ください。
	上記の受付時間以外	しんきん自動機監視センター または しんきん夜間受付センター	フリーダイヤル 0120-793-714  TEL 022-261-4811
土・日・祝日 12月31日～ 1月3日	24時間		

※電話での受付は緊急の仮受付となります。後日、書面での正式な届出が必要となりますので、お取引店にご本人さまのご来店をお願いいたします。

## 必要書類等

- ご本人を確認できる資料（運転免許証・パスポート等）
- お取引口座の「届出印鑑」
- 通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード等の再発行には、金庫所定の手数料が必要となります。

## ≫ 現金自動預払機（ATM）による現金お引き出しご利用限度について

☆盗難・偽造キャッシュカードによる不正引き出しを未然に防ぎ、お客さまの大切なご預金をお守りするため、ATMを利用したキャッシュカードでの1口座・1日あたりの現金お引き出しご利用限度額を「100万円」までとさせていただきます。

なお、ご利用限度額を超えるお引き出しにつきましては、これまでどおり営業時間内に当金庫窓口にて、ご通帳とお届け印によりお取扱いさせていただきます。

1回の限度額	50万円
1日の限度額	100万円

※ATMで100万円を超えるお引き出しをご希望のお客さまへ

1口座・1日あたりの現金お引き出しご利用限度額は、当金庫窓口にて「ATM引出限度額変更手続き」をしていただくことにより、200万円を限度として増額することができます。ご希望のお客さまは、誠に恐れ入りますが、「ご本人確認書類（運転免許証等）」・「ご通帳またはキャッシュカード」・「口座お届け印」をご持参のうえ、当金庫窓口にてお手続きくださいますようお願いいたします。

## ≫ キャッシュカードによる振込の一部利用制限について

☆キャッシュカードによる振込が不慣れなご年配のお客さまをATMに誘導して、預金を振込させる「還付金詐欺」「振込め詐欺」等が急増しています。

当金庫では、このような「還付金詐欺」「振込め詐欺」等の被害を防止するための緊急対応として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

なお、継続的にキャッシュカードによるATMでの振込取引をご希望されるお客さまは、誠に恐れ入りますが、「ご本人確認書類（運転免許証等）」・「ご通帳またはキャッシュカード」・「口座お届け印」をご持参のうえ、当金庫窓口にてお手続きくださいますようお願いいたします。

## ■ 緊急対応内容

次のお客さまは、ATMの振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。

## ■ 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、当金庫ATMで3年以上キャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客さま。

## ≫ 暗証番号の「変更」のお願い

☆キャッシュカードの盗難等による被害を防止するため、第三者に推測されやすい暗証番号をご使用の場合は、万が一に備え、他の暗証番号への変更をお願いいたします。

## 【推測されやすい暗証番号の例】

- 生年月日
- 電話番号
- 連続番号(1234等)
- 同一番号(7777等)
- 自動車のナンバー等

☆暗証番号は、当金庫のATMで、いつでも何回でも変更が可能です。

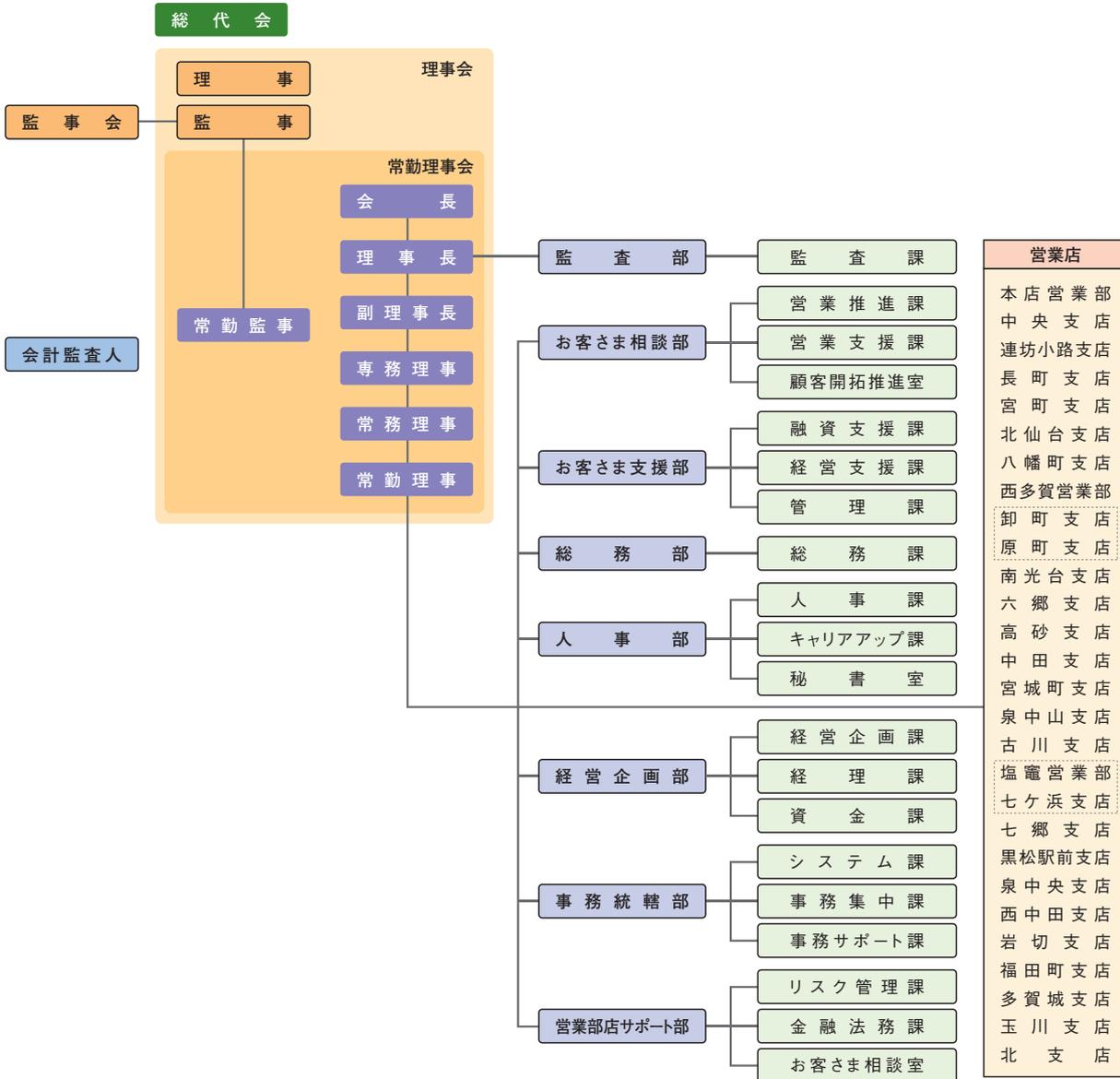
## ご注意

- 暗証番号の変更・新たなカードのお申込みに際しましては、「生年月日」・「電話番号」・「連続番号」・「同一番号」等の番号でのお取扱いはできませんのでご了承ください。

☆暗証番号は、第三者に知られないよう厳重な管理をお願いいたします。

# コーポレートデータ

## 社都信用金庫機構図 (平成30年6月30日現在)



## 役員 (平成30年6月30日現在)

理事長	星 倫市	常勤理事	千葉 勝美
副理事長	大石 由史	常勤理事	鏈水 桂子
常務理事	斎藤 浩	理事	坂井 盾二 <sup>(※1)</sup>
常務理事	若生 智	常勤監事	岡村 直斯
常務理事	橘川 晋	監事	千葉 哲史
常勤理事	柳澤 得郎	監事	涌井 えり子 <sup>(※2)</sup>
常勤理事	木村 保浩		

※1 理事 坂井 盾二は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 涌井 えり子は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 職員の状況

区分	平成29年度末
職員数	297人
男子	175人
女子	122人
平均年齢	38歳6ヶ月
平均勤続年数	16年4ヶ月

# 役職員の報酬体系の開示

当金庫では、経営の透明性に鑑み、役職員の報酬体系の開示をしております。

## ≫ 報酬体系について

### 1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、業務遂行の対価として支払う「報酬等」及び在任期間中の業務遂行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【報酬等】

非常勤を含む全役員の報酬等につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払い総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬等の額につきましては職務等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬等の額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

#### a. 決定方法

総代会の承認による

#### b. 決定時期と支払時期

退職または死亡後の総代会で承認後2ヶ月以内に本人または遺族に贈る。

#### (2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払い総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	218

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬等」196百万円、「退職慰勞金」22百万円となっております。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2 対象職員等

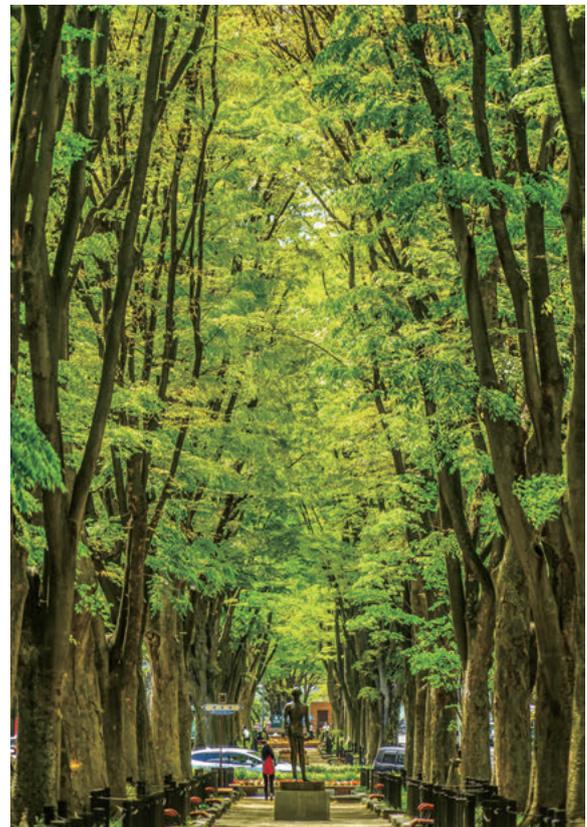
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等(注1)」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受取る者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受取る者はいませんでした。



# 総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関であり、総代会制度は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

## ≫ 総代会制度について

信用金庫は、会員一人ひとりの意見を大切に「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とした協同組織金融機関です。

したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上困難です。そこで当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、会員を代表する総代によって構成され、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

## ● 総代選考基準

- ① 資格要件
  - 当金庫の会員であること
- ② 適格要件
  - 地域における信任が厚く、総代として相応しい見識を有していること
  - 当金庫の理念をよく理解し、当金庫との取引や経営内容も良好であること
  - 地域の情報に通じ、当金庫に対する協力者であること
  - 良識をもって正しい判断ができること
  - 総代会に出席可能であること
  - 総代選任時における年齢が原則として80歳未満であること

## ● 総代の選任方法

総代会は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

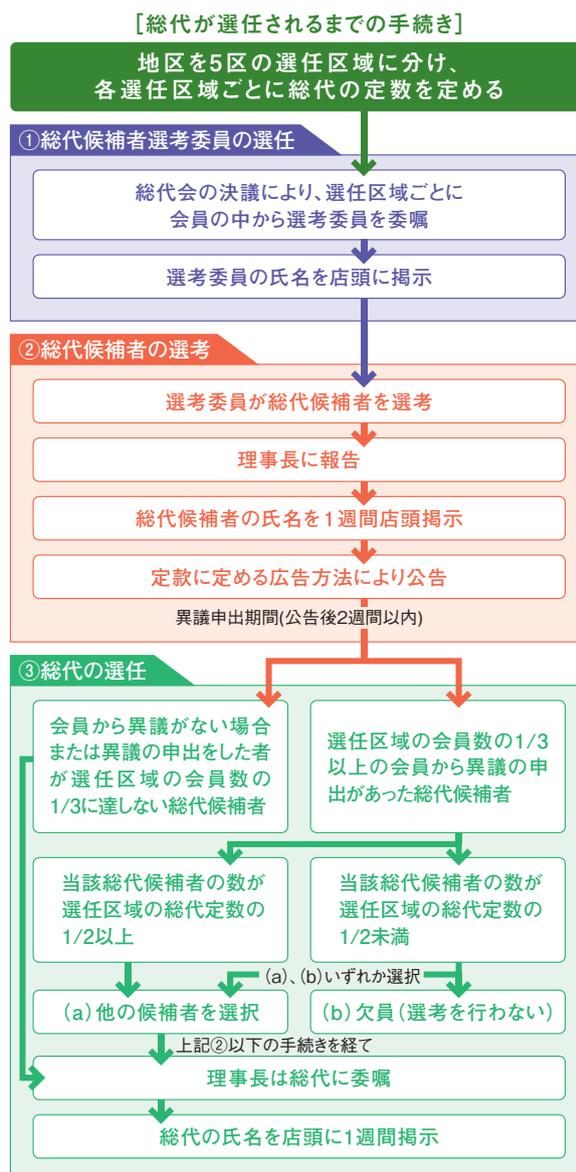
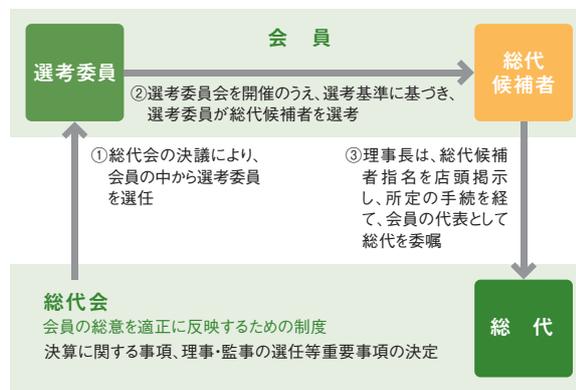
そこで、総代の選考は、定款および総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手順を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③ その総代候補者を会員が信任する

## ● 総代の任期と定数

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は150人以上210人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。  
(平成30年6月末日現在の総代数は178人です)

## ≫ 総代会のしくみ



## 総代会の決議事項

平成30年6月14日第75期通常総代会を開催し、次の事項について報告並びに付議いたしました。

### ●報告事項

- (1)第75期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- (2)新本店ビル建設状況報告の件

### ●決議事項

- 第1号議案 第75期 剰余金処分承認の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 理事選任の件
- 第4号議案 監事選任の件
- 第5号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件

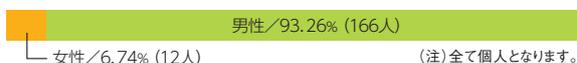
※以上の全議案について原案通り承認可決されました。

### 【総代属性別構成比】

#### ■年代別総代数

年齢	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	法人	合計
総代数	1	12	35	81	49	0	178
構成比	0.56%	6.74%	19.66%	45.51%	27.53%	0.00%	100.0%

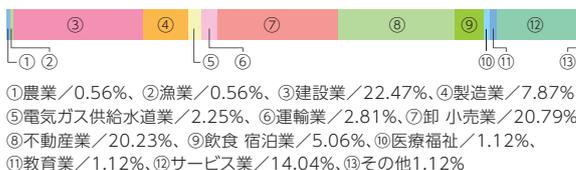
#### ■男女別



#### ■職業別



#### ■業種別



## 総代の氏名等

(五十音順、敬称略)

選任地区	人数	氏名
1区 仙台市青葉区	53名	秋山 祐悦⑥、阿部 幸悦⑦、荒木 和之①、伊藤 俊一⑦、植木 憲郎⑦、内田 靖④、大内 修道⑤、小野 徳一⑦、小畑 秀一⑦、金丸 英男⑥、亀田 治⑤、亀山 征弘⑤、川上 良雄⑦、菊田 浩之⑦、菊地 憲雄⑦、日下 敦③、熊谷 久榮⑥、小林 照和②、後藤 隆博⑦、齊藤 泰子⑦、佐藤 晶洋⑥、佐藤 一郎⑥、佐藤 建治④、佐藤 敏男①、佐藤 奈美⑥、佐藤 昇⑥、白木 進⑦、菅井 栄⑥、鈴木 恵美子⑦、鈴木 雅俊③、鈴木 正巳②、高橋 昭行①、高橋 俊行⑥、大久 雅昭①、富樫 利和⑤、富澤 正三⑦、中川 英毅⑦、芳賀 充弘③、畠中 忠彦⑦、半澤 弘④、引地 雄一朗④、平賀 ノブ⑦、藤島 大介⑤、舩山 克也⑤、増田 義子⑦、松坂 卓夫②、松澤 宏樹⑦、村上 青史⑥、山崎 浩之⑦、山下 晴也⑦、吉田 潤一⑦、米城 キエ子⑥、渡辺 好啓②
2区 仙台市太白区・若林区の一部	32名	相原 文弘⑤、板橋 祐一⑤、伊藤 静子⑦、伊藤 潤一⑥、岩本 和寛⑦、大内 養一⑦、大友 満治⑤、小野寺 毅⑦、加藤 伴典⑦、木皿 信吉⑤、木村 勝宏②、木田 孝一⑥、日下 覚実⑤、佐藤 喜一⑤、佐藤 征子④、鹿野 恭平④、庄子 とき子③、高野 晴雄⑤、田中 義久②、千葉 榮⑤、沼田 長衛⑤、沼田 均⑤、延生 一雄①、松浦 哲朗⑦、三浦 義澄②、百田 秀人⑦、守 健一郎②、吉田 健寿⑦、萬 弘義④、渡邊 美智子②、渡辺 光造⑦、渡邊 由之①
3区 仙台市宮城野区・若林区の一部	26名	阿部 節男⑦、阿部 嘉弘⑦、石井 吉雄⑦、伊藤 敬一郎②、加藤 明雄⑦、加藤 勝男⑦、加藤 博悦②、鎌田 晴義②、菅野 浩昭⑤、北谷 莊太郎⑤、今野 宏子④、佐々木 喜味工③、佐藤 秀世⑥、佐藤 達夫③、莊司 祐子⑥、鈴木 文夫⑥、高橋 一夫①、田中 修①、平間 修一⑦、堀内 凱⑦、堀江 新一郎⑤、堀江 倉一②、堀越 良克②、守屋 長光⑦、山本 光①、渡辺 毅造⑦
4区 仙台市泉区・大崎市	27名	青木 浩一①、赤木 久一⑦、太田 芳明④、大場 勝義⑦、奥山 俊一③、菅場 靖夫⑥、川野 隆⑦、後藤 俊朗⑤、今野 信一③、佐々木 金也②、佐藤 政志⑥、菅原 裕典⑦、高橋 昭夫①、竹内 義明①、中鉢 勝夫③、戸村 恵一②、早坂 民夫②、早坂 了悦⑤、三浦 明⑦、嶺岸 義雄②、三宅 俊幸⑤、村上 重雄⑦、山崎 英樹⑦、油井 洋治③、我妻 孝⑤、鷺尾 広也②、渡部 志朗⑦
5区 塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町	40名	相原 誠一⑦、安住 陽一③、瀧美 陽一⑦、井川 博人⑥、内海 勝男④、遠藤 勝一⑦、遠藤 誠③、大町 睦夫⑦、尾形 孝孝⑦、小野 英行⑦、小幡 正樹⑦、柏 隆一⑦、片平 直道④、金世 良雄⑥、川崎 泰泉⑦、菅野 勝衛⑦、菊地 登志彦①、草刈 則夫⑤、小泉 幸彌⑥、小松 好夫⑤、佐浦 俊一郎④、佐藤 良典①、志賀 直哉④、嶋原 信男⑦、澁谷 昭一郎⑤、菅原 宏和②、杉原 茂⑦、鈴木 朝博⑦、鈴木 平勝⑦、鈴木 誠⑦、須森 明⑦、清野 薫⑥、関 弘明②、瀬戸 秀壽②、瀬戸 浩⑤、高橋 敬一⑥、千田 忠一③、津田 孝造⑦、村上 晃嗣⑦、渡邊 薫⑦

以上 178名

(注)丸数字は総代の就任回数 委嘱期間 自 平成30年4月1日 至 平成32年3月31日

### 【会員数・出資金・出資配当率・純資産勘定】

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	会員数	出資金額	会員数	出資金額
個人	34,926名	2,207,561千円	35,262名	2,187,811千円
法人	6,968名	513,841千円	7,474名	521,872千円
合計	41,894名	2,721,402千円	42,736名	2,709,684千円
出資配当率(年率)	2.00%		2.00%	
純資産勘定	21,186,765千円		22,004,844千円	

平成30年3月31日現在 出資1口の金額50円 会員の出資の最低限度額1万円



●平成30年3月末の純資産勘定は、220億4百万円となりました。金額は出資配当金などの社外流出を行う前の金額ですが、処分後の金額は219億51百万円となり、これが当金庫の狭義の自己資本で、経営安定の基礎となっています。出資金は平成30年3月末で27億9百万円、会員数は前年より842名増加し、42,736名になりました。

●当金庫の会員資格は、当金庫の営業地区内にお住まいの方・お勤めの方・事業所をお持ちの方となっております。ただし、法人の場合は、常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額または出資の総額が9億円を超える事業者を除きます。また、会員となるためには、会員の出資の最低限度額1万円の出資が必要となります。

# 営業のご案内

## ≫ 業務の種類

### 1 預金及び定期積金の受入れ

### 2 資金の貸付け及び手形の割引

### 3 為替取引

### 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

- ① 債務の保証又は手形の引受け
- ② 有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
- ③ 有価証券の貸付け
- ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
- ⑦ 次に掲げる者の業務の代理  
株式会社日本政策金融公庫  
独立行政法人住宅金融支援機構  
独立行政法人勤労者退職金共済機構  
独立行政法人福祉医療機構  
日本銀行  
年金積立金管理運用独立行政法人  
独立行政法人農林漁業信用基金  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
独立行政法人環境再生保全機構  
東日本建設業保証株式会社  
日本酒造組合中央会  
一般社団法人しんきん保証基金  
公益社団法人全国市街地再開発協会  
公益財団法人不動産流通推進センター  
株式会社日本政策投資銀行

⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)

⑨ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

信金中央金庫

⑩ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

⑪ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

⑫ 振替業

⑬ 両替

### 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)

### 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- ② 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- ③ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務



## ▶▶ 主な預金商品

当座預金	安全で便利な手形小切手をご利用いただけます。※預金保険制度により全額保護されます。
無利息型普通預金	決済用預金の3要素【① 無利息 ② 要求払い ③ 決済サービスの提供】を満たした普通預金です。 ※預金保険制度により全額保護されます。
普通預金	給料、年金振込み口座や自動振替口座としてご利用いただけます。
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金・定期積金がセットできます。 必要な時に定期性預金残高の90%、最高200万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。
貯蓄預金	お預入れの残高に応じて金利がアップする普通預金の便利さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金です。
通知預金	まとまった資金の短期運用に便利です。お引き出しの際は2日前までにご連絡ください。
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金で、租税納付の目的のみご利用の場合は、利息は非課税となります。

## ▶▶ 各種サービス

インターネットバンキング	<p>■法人インターネットバンキング</p>  <p>パソコン等の機器からインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動(振込・振替)業務、照会業務、税金・各種料金払込業務等のサービスを行っております。</p> <p>■個人インターネットバンキング</p> <p>お手持ちのパソコンやスマートフォン、携帯電話からインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動(振込・振替)業務、照会業務、Eメール通知業務等のサービスを行っております。</p>
テレホンバンキング	<p>電話1本で残高照会、入出金明細照会、振込み、振替サービスがご利用いただけます。</p> 
デビットカード	デビットカード機能付のキャッシュカードで、お買い物、飲食等のご利用代金をお客さまの口座から即座に決済するサービスです。
しんきん電子マネーチャージサービス	携帯電話、スマートフォン等からの操作により、キャッシュカード発行済の普通預金(無利息型・総合口座を含む)から電子マネー「楽天Edy(ラクテンエディ)」をチャージ(入金)するサービスです。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後でも売上金等をお預けいただけます。
貸金庫	<p>お客さまの大切な財産や貴重品、預金通帳や重要書類を安全に保管します。</p> <p>設置店舗 中央支店 / 北仙台支店 / 岩切支店 / 卸町支店</p>

## ▶▶ 資産運用・保険商品

保険窓口販売 『医療保険』	医療をめぐる環境はどんどん変化しています。万一の病気やケガはもちろん先進医療にも対応。また女性専用特約もご用意いたしました。保障は一生続きます。
保険窓口販売 『がん保険』	今や2人に1人は「がん」になるといわれる時代。「がん」と診断されてから、通院、入院、手術、治療、そして再発・長期治療まで、医療の進歩に対応した手厚い保障内容でサポートします。また、女性特有のがんにも充実した保障内容となっております。
保険窓口販売 『標準傷害保険』	国内・国外を問わず24時間(日常生活、工作中、通勤、通学中など)さまざまな事故によるケガを補償します。保険期間1年間の掛け捨て商品です。(その後の継続も可能です。)
保険窓口販売 『個人年金保険』	ゆとりあるセカンドライフのための資産形成は欠かせません。老後の生活資金を計画的に準備しませんか? お客さまの豊かなセカンドライフの資産形成をお手伝いします。
保険窓口販売 『終身保険』	大切なご家族のために、万一の保障(死亡保障)を生涯にわたって確保できます。老後の生活資金の準備はもちろん、相続対策にも有効な保険商品です。
保険窓口販売 『しんきんグッドすまいる』	住宅ローンをご利用されるお客さまに安心もいっしょにお届けする住宅・マンション用の火災保険で幅広い補償内容となっております。
国債窓口販売 『新型窓口販売方式国債』	毎月(年12回)発行され5万円からご購入いただける国債です。固定金利2年・5年・10年の3種類があります。元本や利子の支払いは、国により保証されています。
国債窓口販売 『個人向け国債』	個人の方のみを対象とした1万円からご購入いただける安心・手頃な国債です。固定金利3年・5年と変動金利10年の3種類があります。元本や利子の支払いは、国により保証されています。

# 営業のご案内

## ≫ 運用する／備える

資産運用手段は、従来の預金に加え、公共債をはじめ投資信託や個人年金保険などの預かり資産に広がり、ますます多様化しております。

当金庫では、これら預かり資産関連商品の販売にあたり、法令で定められている研修をはじめ商品知識の習得に向けた勉強会等を実施し、金融商品取引法、保険業法などを遵守し、お客さまに適切な運用プラン等をアドバイスするよう努めております。

信用金庫など金融機関における保険窓販の全面解禁に伴い、様々な保険商品の取扱いが可能となり、お客さまの多様な保険ニーズに幅広くお応えできるよう商品ラインナップの充実に積極的に取り組んでおります。

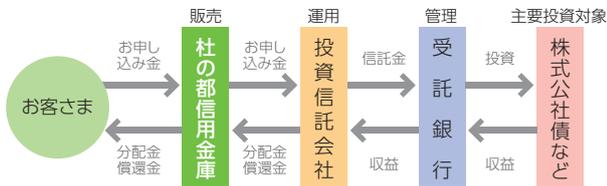
これからも、地域の皆さまの「豊かな生活の実現」に向けたサポート役を果たしてまいります。

## ≫ 投資信託について

「投資信託」(ファンドとも呼ばれる金融商品)は、多くのお客さまからお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、複数の株式や債券等多くの金融商品に投資(運用)し、その成果をお客さまにお返りする商品です。

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、販売等に際しては、「金融商品に係る勧誘方針」を遵守し、勧誘の適正の確保を図るとともに、十分な説明責任を果たしてまいります。

### ● 投資信託の仕組み



お客さまの窓口となる杜の都信用金庫のほか、投資信託会社、実際の売買や資金管理をする受託銀行によって運営されます。この内、投資信託会社と受託銀行は投資信託によってそれぞれ異なります。

### ● 投資信託の特徴

- 小さな資金で始めることができます。  
株式・債券などの有価証券への投資金額は、1万円程度の「小口資金」から始められます。
- 株式や債券などに分散して投資します。  
投資信託では、複数の銘柄に少しずつ資金を分散して投資しますので、全体的に値動きが平均化され、リスクを抑えた運用を目指すことができます。
- 専門家に運用をお任せいただけます。  
株式や債券などに投資するには、多額の資金と専門的な知識が必要となります。投資信託の場合は多くのお客さまからお預かりした資金をまとめて、運用の専門家がバランスのとれた分散投資を行います。

### ● ご購入の際の注意事項

- 投資信託は預金商品ではありません。
- 投資信託は預金保険及び投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、元本及び分配金が保証されている商品ではありません。
- ご購入した資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- ご購入の際は必ず「目論見書」をご覧ください。

### [投資信託ラインナップ]

分類	ファンド名	愛称	投信委託会社	
株式型	国内	しんきんインデックスファンド225	—	しんきんアセットマネジメント投信
	国内	しんきんトピックスオープン	—	しんきんアセットマネジメント投信
	国内	しんきん好配当利回り株ファンド	—	しんきんアセットマネジメント投信
	外国	三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド	—	三井住友アセットマネジメント
外国	しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)	—	—	しんきんアセットマネジメント投信
債券型	国内	しんきん公共債ファンド	ハロー・インカム	しんきんアセットマネジメント投信
	国内	ニッセイ日本インカムオープン	Jボンド	ニッセイアセットマネジメント
	国内	世界のサイフ	—	日興アセットマネジメント
	外国	グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)	—	国際投資投資顧問
	外国	DIAM高格付 インカム・オープン(毎月決算型)	ハッピーグローバー	アセットマネジメントOne
外国	ハイグレードオセアニアボンドオープン(毎月分配型)	杏の実	大和証券投資信託委託	
外国	DIAM高格付外債ファンド	トリプルエース	アセットマネジメントOne	
バランス型	国内	しんきん3資産ファンド(毎月決算型)	—	しんきんアセットマネジメント投信
	国内	しんきんグローバル6資産ファンド(毎月決算型)	—	しんきんアセットマネジメント投信
不動産型(リート)	国内	しんきんJリートオープン(毎月決算型)	—	しんきんアセットマネジメント投信
	国内	三井住友・グローバル・リート・オープン	世界の大家さん	三井住友アセットマネジメント
	外国	三井住友・グローバル・リート・オープン(3ヶ月決算型)	世界ビル紀行	三井住友アセットマネジメント

夢の実現に向けて資産運用を始めてみませんか?

お金を「目的別」に整理してみよう

お金の「使う目的」と金融商品を上手に組み合わせることが大切です。

The diagram shows three categories of money and their corresponding investment products:

- 将来使うお金 (定期性資金)** (Education or housing funds, etc.): 定期預金・定期積金など (定期預金, 定期積金, etc.)
- 日常使うお金 (流動性資金)** (Living expenses or medical preparation, etc.): 普通預金・貯蓄預金など (普通預金, 貯蓄預金, etc.)
- 当面使わないお金 (収益性資金)** (Post-retirement living expenses or countermeasures, etc.): 投資信託・個人年金保険・一時払終身保険など (投資信託, 個人年金保険, 一時払終身保険, etc.)

## ▶▶ 主な貸出商品

<p>被災地支援 特別融資 〈スーパー・ グレードアップV〉</p>	<p>運転資金、設備資金にご利用下さい。また開業（開業後1年未満含む）のための運転資金・設備資金にもご利用になれます。</p> <p>【ご融資金額】10万円～500万円 【ご融資期間】5年以内 ※当初1年間元金据置可、1年経過後の返済方法はオーダーメイドでご相談下さい。</p> 
<p>創業支援融資</p>	<p>開業（開業後1年未満の事業者含む）のための運転資金・設備資金にご利用ください。</p> <p>【ご融資金額】100万円～300万円 【ご融資期間】5年以内</p>
<p>事業活性化 ローン</p>	<p>運転資金、設備資金にご利用ください。</p> <p>【ご融資金額】500万円～2,000万円 【ご融資期間】7年以内（据置期間、1年間を含む）</p>
<p>ワイドローン</p>	<p>団体生命保険付の長期貸出にご利用ください。事業資金、個人住宅資金など幅広くお使いいただけます。</p> <p>【ご融資金額】事業資金200万円以上1億円以内 個人住宅資金10万円以上1億円以内 個人消費資金200万円以上1,000万円以内 【ご融資期間】事業資金2年以上25年以内 個人住宅資金25年以内 個人消費資金2年以上10年以内 （いずれも据置期間1年を含む）</p>
<p>TKC経営者 ローン</p>	<p>TKC会員の関与先企業のお客さまが対象となります。運転資金にご利用ください。</p> <p>【ご融資金額】100万円～1,000万円以内 【ご融資期間】7年以内</p>
<p>事業者カード ローン</p>	<p>事業者向けのカードローンです。運転資金、設備資金にご利用ください。宮城県信用保証協会の保証が必要となります。</p> <p>【ご融資金額】100万円～2,000万円以内 【ご融資期間】1年または2年</p>
<p>ビジネスカード ローン</p>	<p>事業者向けカードローンです。運転資金、設備資金にご利用ください。担保（不動産・預金等）が必要となります。</p> <p>【ご融資金額】50万円～3億円以内 【ご融資期間】3年ごとの更新</p>
<p>ライフカード ローン</p>	<p>個人向けカードローンです。消費資金にご利用下さい。担保（不動産・預金等）が必要となります。</p> <p>【ご融資金額】50万円～500万円以内 【ご融資期間】3年ごとの更新</p>
<p>災害復旧融資</p>	<p>災害等により被災を受けたお客さまが対象となります。当座の運転資金や設備等の修復にご利用ください。</p> <p>【ご融資金額】10万円～1,000万円以内 （災害緊急融資の場合は500万円以下） 【ご融資期間】1年以上7年以内（据置期間6ヶ月含む） （災害緊急融資の場合は5年以内）</p>

## ▶▶ 主な個人向けローン商品

### 被災地復興支援商品

#### スーパー金運カードローン

さらにワイド、そしてお得にお使いみちはご自由です。

【ご融資金額】300万円以内  
【ご融資期間】3年以内（自動更新）  
当金庫所定の審査を行います。



### 被災地復興支援商品

#### レディースカードローン「Primula」(プリムラ)

ショッピング、旅行、グルメ、カルチャーに。頑張る女性のはつらつとした明日をサポート。

【ご融資金額】100万円以内  
【ご融資期間】3年以内（自動更新）  
当金庫所定の審査を行います。



### 社の都しあわせサポートローン

お使いみちに合わせて選べる6つのコース!

<p>教育コース</p> <p>【ご融資金額】300万円以内 【ご融資期間】10年以内</p>	<p>福祉コース</p> <p>【ご融資金額】300万円以内 【ご融資期間】10年以内</p>
<p>マイカーコース</p> <p>【ご融資金額】300万円以内 【ご融資期間】10年以内</p>	<p>フリーコース</p> <p>【ご融資金額】200万円以内 【ご融資期間】5年以内</p>
<p>プライダルコース</p> <p>【ご融資金額】300万円以内 【ご融資期間】10年以内</p>	<p>カードローン切替コース</p> <p>【ご融資金額】500万円以内 【ご融資期間】10年以内</p>

当金庫所定の審査を行います。



### もりしん個人向けローン

<p>カーライフプラン</p> <p>【ご融資金額】1,000万円以内 【ご融資期間】10年以内</p>	<p>リフォームプラン</p> <p>【ご融資金額】1,000万円以内 【ご融資期間】15年以内</p>
<p>教育プラン</p> <p>【ご融資金額】1,000万円以内 【ご融資期間】16年以内</p>	<p>社の都シニアライフローン</p> <p>【ご融資金額】100万円以内 【ご融資期間】10年以内 （一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。</p>



### しんきん教育カードローン

教育資金もATMでお借入できます。元金の返済は卒業後から! 在学期間中は利息のみのお支払い!

【ご融資金額】500万円以内  
【ご融資期間】5年以内（1年ごとの更新）  
（一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。



### 無担保住宅ローン

自宅の購入資金・リフォーム資金、住宅ローンの借換など住宅資金全般に!

【ご融資金額】1,500万円以内  
【ご融資期間】20年以内  
（一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。



# 各種手数料

## ●ATM手数料 (消費税込)

お取扱時間※1		当金庫カード	他金庫カード	七十七銀行カード※2	仙台銀行カード※2	他金融機関カード※2	ゆうちょ銀行カード※2	提携クレジットカード※2 ※3	
出金手数料	平日	7:00~8:45	無料	108円	108円	108円	216円 (注)	216円 (注)	無料
		8:45~18:00	無料	無料	無料	無料	108円	108円	無料
		18:00以降	108円	108円	108円	108円	216円 (注)	216円 (注)	108円
	土曜日	8:00~9:00	無料	108円				216円 (注)	ご利用できません
		9:00~14:00	無料	無料 ※4	108円	108円	216円 (注)	108円	無料
		14:00以降	108円				216円 (注)	216円 (注)	108円
日曜・祝日	8:00~9:00	108円	216円 (注)				216円 (注)	ご利用できません	
	9:00~17:00	108円	108円	108円	108円	216円 (注)	216円 (注)	108円	
	17:00以降	216円 (注)						108円	

お取扱時間※1		当金庫カード	他金庫カード	七十七銀行カード	仙台銀行カード※2	他金融機関カード※2 ※5	ゆうちょ銀行カード※2	提携クレジットカード※2 ※6	
入金手数料	平日	7:00~8:45	108円			216円 (注)	216円 (注)	216円 (注)	無料
		8:45~18:00	無料	無料		108円	108円	108円	
		18:00以降	108円			216円 (注)	216円 (注)	216円 (注)	
	土曜日	8:00~9:00	108円			216円 (注)	216円 (注)	216円 (注)	ご利用できません
		9:00~14:00	無料	無料	ご利用できません	108円	108円	108円	無料
		14:00以降	108円			216円 (注)	216円 (注)	216円 (注)	無料
日曜・祝日	8:00~9:00	108円	216円 (注)				216円 (注)	ご利用できません	
	9:00~17:00	無料	108円		216円 (注)	216円 (注)	216円 (注)	無料	
	17:00以降	216円 (注)						無料	

※1 お取扱時間は当金庫の最大稼働時間に表示しております。各ATMコーナーのお取扱時間につきましては、「営業店舗のご案内」ページ「キャッシュコーナーご利用時間」にてご確認ください。また、当金庫以外のカードでのご利用可能時間につきましては、口座をお持ちの金融機関またはクレジットカード会社にお問い合わせください。  
 ※2 平日のお取扱開始時間は8:00からになります。  
 ※3 「提携クレジットカード」のキャッシング手数料は、別途クレジット会社からお客さまにご請求されます。なお、手数料につきましては、各提携クレジット会社により異なりますので、詳しくはクレジットカード会社へお問い合わせください。  
 ※4 土曜日のお引き出しにつきましては、一部有料となる信用金庫がございます。  
 ※5 「他金融機関カード」のご入金金は、第二地方銀行・信用組合・労働金庫のうち、相互入金業務提携金融機関のカードに限ります。  
 ※6 「提携クレジットカード」のご入金(ご返済)は、一部のATMでご利用いただけます。  
 (注) 利息制限法等の改正に伴い、ATM利用手数料が216円(消費税込)となる一部のお取引について、手数料が108円(消費税込)に引き下げとなる場合や、ご利用できない場合がございます。詳しくは口座をお持ちの提携金融機関にお問い合わせください。

## ●為替手数料 (消費税込)

手数料項目・取扱区分等			当金庫		他行宛
			同一店内宛	本店宛	
振込 【窓口扱い】(注1)	電信・ 文書扱い	5万円未満 1件につき	216円	324円	648円
		5万円以上 1件につき	432円	540円	864円
振込 【ATM扱い】	キャッシュ カード扱い (注2)	5万円未満 1件につき	無 料	108円	432円
		5万円以上 1件につき	無 料	324円	648円
	現金扱い	5万円未満 1件につき	108円	216円	540円
		5万円以上 1件につき	324円	432円	756円
インターネットバンキング テレホンバンキング		5万円未満 1件につき	無 料	108円	324円
		5万円以上 1件につき	無 料	216円	540円
為替自動振込		5万円未満 1件につき	無 料	108円	432円
		5万円以上 1件につき	無 料	324円	648円
送金	送金小切手	1通につき	432円		648円
給与振込	1件につき		無 料		216円
代金取立	同一手形交換所内	1通につき	非会員		216円
			当金庫会員		108円
	仙台←→古川	手形交換所間 1通につき	非会員		432円
			当金庫会員		324円
	上記以外 (集手←→期近・取立)	1通につき	非会員		648円
当金庫会員				540円	
個別	普通扱	1通につき		972円	
取立	至急扱	1通につき		1,296円	
その他	送金・振込の組戻料			1通	648円
	不渡手形・小切手等返却料 (同一手形交換地域内)			1通	648円
	取立手形・小切手等組戻料 (同一手形交換地域内)			1通	648円
	取立手形店頭呈示料			1通	648円
	その他(拒絶証書作成費用等)				実 費

(注) 1. 視覚障がいをお持ちのお客さまが営業店舗窓口でお振込手続きされた際の「振込手数料」は、ATMを利用された場合の「振込手数料」と同額になります。  
 2. 他金融機関のキャッシュカードご利用の場合は、曜日・時間帯により別途ATM手数料がかかります。

## ●両替手数料 (消費税込)

ご希望金種の合計枚数		手数料(消費税込)	
窓 口 扱 い	1枚~50枚以下		無料
	51枚~1,000枚	当金庫会員	無料
		非会員	324円
	1,001枚~2,000枚		648円
	2,001枚~3,000枚		972円
	3,001枚~4,000枚		1,296円
	4,001枚~5,000枚		1,620円
	5,001枚~6,000枚		1,944円
以降1,000枚ごとに		324円加算	

ご希望金種の合計枚数		手数料(消費税込)	
両 替 機	1枚~1,000枚		200円
	1,001枚~1,500枚		300円

※汚損した現金の交換・記念硬貨の交換は無料とさせていただきます。  
 ※現金による払い戻し時に金種を指定される場合(実質両替と判断される場合)も両替と同額の手数料をいただきます。

※両替機での1回の両替限度枚数は1,500枚となります。  
 (金種によって限度枚数までの両替ができない場合がございます)  
 ※両替機ご利用の際、当金庫キャッシュカードまたは両替機専用カードのご利用で、お一人さま1日1回50枚まで無料とさせていただきます。

●預金・その他手数料(消費税込)

手数料項目	手数料(消費税込)	
手形 小切手	小切手発行手数料	1冊につき 2,160円
	約束手形発行手数料	1冊につき 2,160円
	為替手形発行手数料	1冊につき 2,160円
	記名判 変更登録	1回につき 5,400円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき 432円	
マル専手形	口座開設手数料	割賦販売通知書1枚につき 3,240円
	手形発行手数料	手形1枚につき 540円
貸金庫	全自動 ※設置店舗:中央支店・岩切支店・北仙台支店	I種 年額 12,960円 II種 年額 18,360円 III種 年額 23,760円
	半自動 ※設置店舗:卸町支店	I種 年額 15,120円 II種 年額 22,680円
	貸金庫鍵紛失手数料	実 費
	夜間金庫	基本料 月額 3,240円 入金帳 1冊につき 3,240円
夜間金庫再交付手数料(投入袋・鍵の紛失等)	実 費	
ICキャッシュカード発行手数料	1枚 1,080円	
再発行手数料(通帳・証書・カード)	1通 1,080円	
インターネットバンキング	HU・SPC	月額 1,080円
	個人版	基本料 無 料 契約時 無 料
	法人版	1ヶ月につき 2,160円 契約時 5,400円
ハードウェアトーフン	新規申込・再発行時(紛失・破損・電池切れ等)	1個につき 864円
金庫証明書	抄本・印鑑証明書等	1通につき 1,080円
各種証明書発行	残高・利息証明書(英文を含む)	窓口扱い1通につき 324円 郵送扱い1通につき 648円
	融資証明書	1部につき 5,400円
	その他証明書(債務保証書等)	1部につき 1,080円
	取引履歴照会(マイクロフィルムの写し)	1枚につき 216円
個人情報開示	基本項目	窓口扱い1通につき 648円 郵送扱い1通につき 1,080円
	基本項目以外 ※従量手数料は、2枚目以降1枚あたり54円となります。	窓口・郵送扱い1通につき 2,160円
各種調査	税務調査時等	1枚 21円
債券口座管理	振替決済口座管理	無 料
保護預り	その他(特殊預り)	月額 216円
株式・出資払込事務取扱手数料	払込額×1000分の2.5 および消費税	
口座振替手数料	1件あたりの手数料単価×件数 および消費税	
電子マネー手数料	チャージ(取引)金額15,000円未満	取引1回につき 54円
	チャージ(取引)金額15,000円以上	無 料
集配金(集配業務契約先)	週1回	月額 5,400円
	週2回	月額 10,800円
	週3回	月額 16,200円
	週4回	月額 21,600円
	週5回	月額 27,000円
不定期(注)	月額 2,700円	
無鑑査集金靴・鍵再交付等手数料	実 費	

(注) 指定日等に集金し、その回数が1ヶ月あたり3回以下の場合  
※集配金手数料に両替手数料は含まれておりません。

●融資手数料(消費税込)

手数料項目	手数料(消費税込)		
不動産担保設定	(根) 抵当権設定額	3千万未満 10,800円 1億円未満 32,400円 1億円以上 54,000円	
	不動産担保変更	・追加設定(差換含む)・極度額変更 ・譲渡 ・債務者変更	以下のものは除きます ・公的機関からの要請による取扱店変更のもの ・当金庫都合によるもの ・融資時の条件によるもの
		・順位変更 ・一部抹消	10,800円
条件変更(変更契約書・特約書等)月々の返済金または貸付期限の変更したものの1回		10,800円	
融資実行	割手・手貸・証貸 純新規のみ	1件 1,080円	
	割手・手貸・証貸 純新規以外	申込みの都度 1件 540円	
	消費者金融 カードローン以外	申込みの都度 1件 324円	
証書貸付(住宅ローン以外の消費者金融を除く)	臨時内入(契約期間5年超を対象)	1回 5,400円	
	繰上完済(契約期間10年以上を対象)	融資後3年以内	5,400円
		融資後5年以内	3,240円
		融資後7年以内	2,160円
融資後7年超	無 料		
住宅ローン・保証付(個人住宅)	ローン事務取扱	厳密審査・申し込み保証金 ワイドローン(個人住宅)	1件 65,880円 1件 11,880円
	変動金利(固定金利選択時含む)	臨時内入	1回 21,600円
		繰上完済	32,400円
		固定金利再設定	5,400円
	全期間固定金利	臨時内入	1回 5,400円
		繰上完済	融資後7年以内 3,240円 融資後7年超 無 料

●でんさいサービス手数料(消費税込)

契約料および基本手数料 ※法人IB契約先無料

手数料項目	手数料(消費税込)	
	電子記録債務者	債権者利用限定
契約料(初回のみ)	5,400円	2,700円
基本手数料(月額)	書面取引	2,160円
	PC取引	1,080円

通常利用料 書面取引

手数料項目	手数料(消費税込)	
	電子記録債務者	債権者利用限定
発生記録利用料 (1取引)	756円	-
譲渡記録利用料 (1取引)	756円	756円
分割譲渡記録利用料 (1取引)	756円	756円
変更・訂正等 (1取引)	1,080円	1,080円
開示請求(窓口) (1通)	1,080円	1,080円
開示請求(特例) (1通)	2,160円	2,160円
割引申請 (1取引)	540円	540円

通常利用料 PC取引

手数料項目	手数料(消費税込)	
	電子記録債務者	債権者利用限定
発生記録利用料 (1取引)	540円	-
譲渡記録利用料 (1取引)	540円	540円
分割譲渡記録利用料 (1取引)	540円	540円
変更・訂正等	無 料	無 料
開示請求	無 料	無 料

# お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針

都の都信用金庫は、お客さまとのコミュニケーションをより一層深め、お客さまの必要とする金融サービスの提供に努めてまいります。

これまで以上に、「お客さまのご要望」をうかがい、「お客さまの立場」で考え、お客さまにご満足していただくため、「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」を以下のとおり策定し公表することといたしましたのでお知らせいたします。

## ➤ 1. お客さまにふさわしい商品・サービスをご提供いたします

(1)お客さまの安定的な資産形成のお手伝いができるよう、お客さま一人おひとりに合った商品・サービスの提供を心がけてまいります。

### 行動計画

- 取扱い商品の選定にあたっては、商品の特徴・リスク・手数料の検討を十分に行ってまいります。
- そのうえで、お客さまのご要望に沿ったご提案ができるよう、商品ラインナップの充実にも努めてまいります。

## ➤ 2. お客さまの立場で、分かりやすい説明・情報提供およびご提案をいたします

(1)日頃からお客さまとのコミュニケーションを深め、お客さまの資産運用に関する知識・経験、資産状況やライフプランをお客さまと共有し、安定的な資産形成に必要とされる商品・サービスをご提案いたします。

(2)商品のご提案にあたっては、市場動向・商品の特徴・リスク・各種手数料等の情報を、分かりやすくご説明するよう心がけてまいります。

(3)商品をご契約いただいたお客さまには、定期的にアフターフォローを実施してまいります。

### 行動計画

- 投資商品ごとの基準価額推移をグラフなどで分かりやすくお示しし、商品に関する情報を定期的に当金庫のホームページでご提供いたします。
- お客さまにご提案する際は、パンフレットのほかタブレット端末や冊子等をご覧いただきながら、お客さまの投資経験やご年齢に応じて、じっくりと丁寧に分かりやすくご説明いたします。
- 特に、ご高齢のお客さまへのリスク性の高い商品のご提案については、その場ですぐにご契約を求めることはいたしません。ご契約の際はご家族がご同席のもとでご説明させていただきなど、十分にご納得いただいたうえで、ご契約いただきます。
- ご契約後や、3ヵ月ごとのアフターフォロー（訪問・電話等）を実施する際に、ご購入いただいた商品の情報（基準価額・手数料等）のほか、今後の資産形成・ライフプランに役立つ情報をご提供してまいります。

## ➤ 3. お客さま本位の業務運営のための体制を整備いたします

(1)職員一人ひとりが今まで以上にお客さまから信頼を得られるよう、研修制度や資格取得制度を充実し、本取り組み方針の実践に努めてまいります。

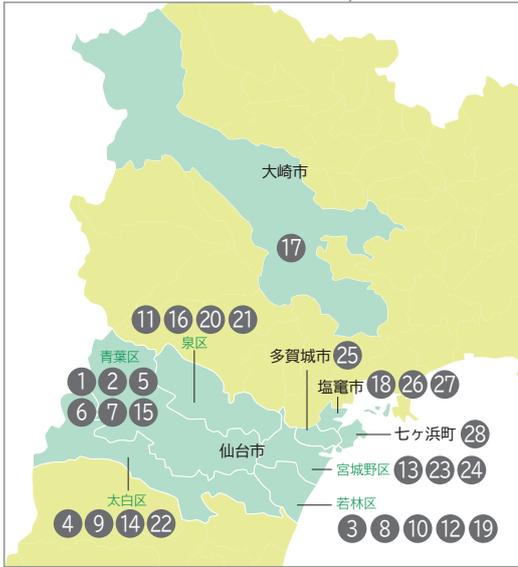
(2)本取り組み方針については、お客さまへより良いサービスがご提供できるよう、実施状況を定期的に検証し、見直しを行ってまいります。

### 行動計画

- 全職員に研修の実施や、国家資格であるファイナンシャルプランナーや金融窓口サービス技能検定の取得を推奨することで、職員の商品提案能力などのレベルアップを図ってまいります。
- 本取り組み方針の実施状況は、指標を交え成果を公表するとともに、定期的に実施状況を検証してまいります。また、必要に応じて取り組み方針の見直しを行ってまいります。

# 店舗紹介

地域に貢献し、  
地域とともに  
未来へ歩み続ける  
「もりしん」を  
目指して



本店営業部 01



中央支店 02



連坊小路支店 03



長町支店 04



宮町支店 05



北仙台支店 06



八幡町支店 07



原町支店(卸町支店内) 08



西多賀営業部 09



卸町支店 10



南光台支店 11



六郷支店 12



高砂支店 13



中田支店 14



宮城町支店 15



泉中山支店 16



古川支店 17



塩竈営業部 18



七郷支店 19



黒松駅前支店 20



泉中央支店 21



西中田支店 22



岩切支店 23



福田町支店 24



多賀城支店 25



玉川支店 26



北支店 27

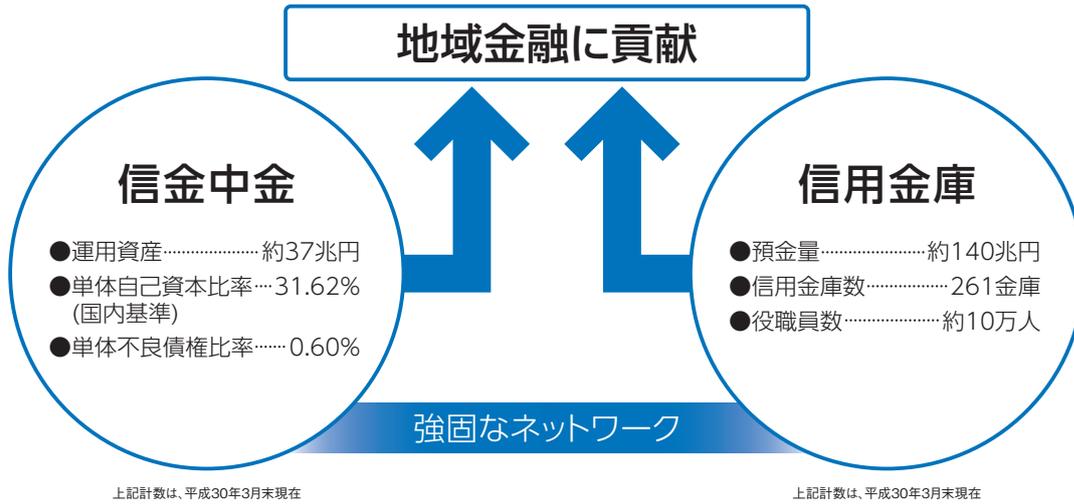


七ヶ浜支店 28



信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、平成30年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約32兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



#### 個別金融機関としての役割

**[総合的な金融サービスを提供する金融機関]**  
信金中金グループとして総合的な金融サービスを提供

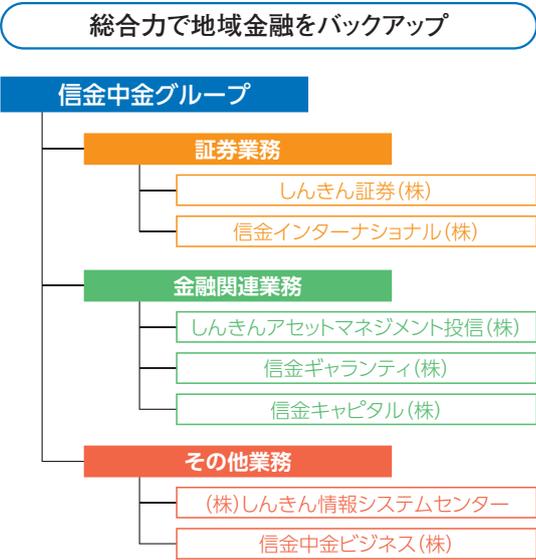
**[わが国有数の機関投資家]**  
約37兆円にのぼる巨大な運用資産

**[地域社会に貢献する金融機関]**  
地公体向け融資・PFI・代理貸付など

#### 信用金庫のセントラルバンクとしての役割

**[信用金庫の業務機能の補完]**  
中小企業金融等のサポート、業界ネットワークを活用した信用金庫取引先支援、市場関連業務や決済業務、人材育成のサポート等

**[信用金庫業界の信用力の維持・向上]**  
経営相談、ALM、リスク管理支援、情報提供等



#### 邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
スタンダード&プアーズ(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

平成30年4月末現在

## 業績のご報告

### 38～41 財務諸表

貸借対照表／  
貸借対照表の注記事項／  
損益計算書／損益計算書の注記事項／  
剰余金処分計算書

### 42 預金業務の状況

預金積金科目別期末残高／  
預金・譲渡性預金科目別平均残高／  
預金者別預金残高／役員一人当たり預金・貸出金残高／  
一店舗当り預金・貸出金残高

### 42 為替業務の状況

内国為替取扱高

### 42～43 貸出業務の状況

貸出金科目別期末残高／貸出金科目別平均残高／  
貸出金金利別残高／  
業種別・会員・会員外別貸出金残高／  
特定海外債権残高／貸出金使途別内訳／  
貸出金担保別内訳／債務保証見返額担保別内訳／  
消費資金残高／住宅資金残高／  
代理貸付残高の内訳／  
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額／  
貸出金償却額

### 44～45 有価証券に関する状況

有価証券期末残高／有価証券平均残高／  
商品有価証券期末残高・平均残高／  
有価証券の種類別の残存期間別残高／  
有価証券の時価情報／金銭の信託の時価情報／  
デリバティブ取引時価情報／公共債引受額

### 46～47 損益の状況

資金運用収支の状況及び業務粗利益及び粗利益率／  
その他業務収支の内訳／役員取引等収支の内訳／  
経費の内訳／資金運用収支の内訳／  
受取・支払利息の増減／  
最近5事業年度の主要な経営指標の推移

### 47 経営指標

利益率／利鞘／預証率／預貸率

## 自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示)

### 48～54 事業年度の開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項  
(証券化エクスポージャーを除く)
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項

## 財務諸表

## ■ 貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
現金	4,600	7,032
預 け 金	85,356	131,135
買入金銭債権	1,200	400
金銭の信託	-	-
有価証券	97,351	61,741
国 債	14,015	3,867
地 方 債	14,138	14,049
社 債	57,976	40,872
株 式	7,403	572
その他の証券	3,817	2,379
貸 出 金	299,182	341,316
割引手形	1,702	1,716
手形貸付	17,337	24,288
証書貸付	250,514	278,040
当座貸越	29,627	37,269
その他資産	2,363	2,374
未決済為替貸	108	110
信金中金出資金	1,786	1,786
前払費用	7	3
未収収益	383	392
その他の資産	77	81
有形固定資産	7,248	7,383
建 物	2,404	2,268
土 地	4,340	4,318
リース資産	-	-
建設仮勘定	-	392
その他の有形固定資産	503	403
無形固定資産	126	168
ソフトウェア	37	30
その他の無形固定資産	89	138
繰延税金資産	-	102
債務保証見返	1,271	1,250
貸倒引当金	△ 3,121	△ 3,267
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,336)	(△ 2,157)
<b>資産の部合計</b>	<b>495,579</b>	<b>549,637</b>

(注) 1. 動産、不動産の減価償却累計額  
平成28年度5,275百万円、平成29年度5,391百万円  
2. 有形固定資産の圧縮記帳額 3百万円  
3. 「貸倒引当金」は、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。

## ■ 貸借対照表 (負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
預 金 積 金	450,500	514,205
当 座 預 金	18,031	21,896
普 通 預 金	197,956	208,649
貯 蓄 預 金	1,420	1,395
通 知 預 金	3,314	12,361
定 期 預 金	198,782	236,576
定 期 積 金	28,228	31,724
その他の預金	2,765	1,601
譲 渡 性 預 金	-	-
借 用 金	20,300	10,000
借 入 金	20,300	10,000
その他負債	1,307	1,274
未決済為替借	129	171
未払費用	223	223
給付補填備金	62	90
未払法人税等	513	422
前受収益	165	154
払戻未済金	12	14
リース債務	-	-
資産除去債務	20	24
その他の負債	178	172
賞与引当金	136	119
役員賞与引当金	-	7
退職給付引当金	87	70
役員退職慰労引当金	193	145
睡眠預金払戻損失引当金	20	16
偶発損失引当金	59	59
繰延税金負債	32	-
再評価に係る繰延税金負債	484	484
債務保証	1,271	1,250
負債の部合計	474,392	527,632
会員勘定合計	19,151	20,391
出 資 金	2,721	2,709
普 通 出 資 金	2,721	2,709
利 益 剰 余 金	16,454	17,717
利 益 準 備 金	2,705	2,721
その他利益剰余金	13,748	14,995
特別積立金	11,755	13,055
(記念行事積立金)	(431)	(431)
(経営基盤強化積立金)	(1,100)	(1,200)
(顧客利便性向上等積立金)	(1,300)	(1,400)
(本店整備積立金)	(600)	(800)
当期末処分剰余金	1,993	1,940
処分未済持分	△ 24	△ 35
評価・換算差額等合計	2,035	1,613
その他有価証券評価差額金	967	545
土地再評価差額金	1,068	1,068
純資産の部合計	21,186	22,004
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>495,579</b>	<b>549,637</b>

## 注記事項

## 貸借対照表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 8年～50年  
その他 3年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した金額が一定額以上であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見損法）により計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び関係部署の協力の下に営業部店サポート部（資産査定部署）が資産査定を実施しております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数値計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理  
数値計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理  
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
(1)制度全体の積立状況に関する事項（平成29年3月31日現在）  
①年金資産の額 1,634,392百万円  
②年金財政計算上の数値債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,793,308百万円  
差引額 ①-② △158,915百万円  
(2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成29年3月分） 0.3273%  
(注)掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しております。  
(3)補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月分の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金58百万円を費用処理しております。なお、過去勤務債務の償却期間は、平成28年4月からの特別掛金全体の予定償却期間を記載しております。  
また、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与との額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 400百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 5,391百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 3百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は407百万円、延滞債権額は8,356百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であり、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は60百万円あります。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は355百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、
- 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,179百万円あります。  
なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付が替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,716百万円あります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
預け金 10,000 百万円  
有価証券 417 百万円  
その他資産 0 百万円  
担保資産に対応する債務  
預金積立 387 百万円  
借入金 10,000 百万円  
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金30,000百万円を差し入れております。
23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成13年3月31日  
同法第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年5月2日法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国府庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。  
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 768百万円
24. 出資口当たりの純資産額 411円38銭
25. 金融商品の状況に関する事項  
(1)金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。  
(2)金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。なお、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、対象残高が僅少のため、特段のリスク回避策はとっておりません。  
(3)金融商品に係るリスク管理体制  
① 信用リスクの管理  
当金庫は、理事会において決定された「信用リスク管理方針」に基づき、信用リスクに関する具体的な管理方法を定めた「信用リスク管理規程」や「融資事務取扱規程」等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほかお客さま支援部により行われ、与信管理の状況については、営業部店サポート部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
なお、総合的な信用リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
② 市場リスクの管理  
(i)金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理し、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」や「余裕資金運用基準」等に従い、日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。  
なお、総合的な金利リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
(ii)為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。  
(iii)価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」に則り行われております。  
このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。  
なお、総合的な価格変動リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
(iv)市場リスクに係る定量的情報  
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」、「借入金」であります。  
当金庫は、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間240日間、観測期間5年間で計測される99パーセンタイル金利変動幅を用いた経済価値の変動を市場リスク量として、定量的分析を行っています。  
当該リスク量の算出にあたっては、GPS法を用い、対象の金融資産及び金融負債の年限等の金利感応度および年限毎の99パーセンタイル変動幅をを用いています。  
平成30年3月31日において、当該リスク量の大きさは2,513百万円になります。ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は捕捉できません。また、99パーセンタイル変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。  
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
金融商品は、理事会において決定された「流動性リスク管理方針」に基づき、流動性リスクに関する具体的な管理方法を定めた「流動性リスク管理規程」や「余裕資金運用基準」に則り、日常的には経営企画部において資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス等をモニタリング・調整することにより流動性リスクを管理しております。  
なお、総合的な流動性リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項  
 平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております（償還・返済予定額については（注3）、（注4）参照）。

残高および時価情報 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金（*1）	131,135	131,344	209
(2)買入金銭債権	400	400	0
(3)有価証券	61,545	61,685	140
満期保有目的の債券	3,866	4,007	140
その他有価証券	57,678	57,678	—
(4)貸出金（*1）	338,058	340,960	2,901
(引当金控除前)	(341,316)		
貸倒引当金（*2）	△3,257		
金 融 資 産 計	531,139	534,391	3,252
(1)預金積金（*1）	514,205	514,380	175
(2)借入金（*1）	10,000	10,000	0
金 融 負 債 計	524,205	524,381	175

（\*1） 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
 （\*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づき区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

債券及び株式は取引所の価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の(i)～(ii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。  
 (i)破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）

(ii)(i)以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

(ii)(i)以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づき区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。

(2)借入金

固定金利によるもので、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	46
組合出資金（*2）	149
合 計	196

（\*1） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（\*2） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	51,058	18,950	125	—
買入金銭債権	279	105	14	—
有価証券	3,629	23,466	27,402	4,266
満期保有目的の債券	—	—	—	3,866
その他有価証券のうち満期があるもの	3,629	23,466	27,402	400
貸出金（*2）	60,851	94,473	72,122	71,750
合 計	115,817	136,995	99,664	76,017

（\*1） 預け金のうち要求払預金は含めていません。

（\*2） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めていません。

（注4） 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*3）	239,573	25,258	6	255
借入金	10,000	—	—	—
合 計	249,573	25,258	6	255

（\*3） 預金積金のうち、要求払預金、期流れ分等、期間の定めがないものは含めていません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券 該当ありません

(2)満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	3,866	4,007	140
	そ の 他	—	—	—
	小 計	3,866	4,007	140
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		3,866	4,007	140

(3)その他の有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	44,157	43,092	1,064
	国 債	3,867	3,840	27
	地 方 債	13,737	13,248	489
	社 債	26,552	26,003	548
	そ の 他	387	333	54
	小 計	44,545	43,425	1,119
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	526	673	△147
	債 券	10,765	10,810	△44
	国 債	—	—	—
	地 方 債	312	312	△0
	社 債	10,453	10,497	△44
	そ の 他	1,841	2,011	△169
	小 計	13,133	13,495	△362
合 計		57,678	56,921	757

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません

29. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	13,155	424	11
債 券	36,220	655	—
国 債	20,897	144	—
地 方 債	—	—	—
社 債	15,322	511	—
そ の 他	1,523	29	—
合 計	50,899	1,109	11

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、71,026百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが27,998百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	594百万円
退職給付引当金	19
固定資産減損処理額	52
未収利息不計上額	48
役員退職慰労引当金	40
減価償却額	38
その他	119
繰延税金資産小計	914
評価性引当額	△597
繰延税金資産合計	316
繰延税金負債	
有価証券評価差益	212
資産除去債務	2
繰延税金負債合計	214
繰延税金資産(負債)の純額	102百万円

32. 会計上の見積りの変更

貸出債権の不動産担保の処分実績価額が処分可能見込額を大幅に上回る事象が継続していることから、貸倒引当金の計上において債権額から控除する不動産担保の処分可能見込額の見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、経常利益及び税引前当期純利益が509百万円増加しております。

## 財務諸表

## ■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成28年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日)	平成29年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日)
<b>経常収益</b>	<b>8,045</b>	<b>7,804</b>
資金運用収益	5,902	5,977
貸出金利息	4,788	5,140
預け金利息	179	163
有価証券利息配当金	894	629
その他の受入利息	40	44
役務取引等収益	688	689
受入為替手数料	418	435
その他の役務収益	269	253
その他業務収益	874	656
外国為替売買益	0	-
国債等債券売却益	872	655
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	1	0
その他経常収益	579	481
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	4	0
株式等売却益	524	443
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	50	37
<b>経常費用</b>	<b>6,194</b>	<b>5,991</b>
資金調達費用	135	123
預金利息	97	86
給付補填備金繰入額	34	36
譲渡性預金利息	-	-
借入金利息	3	-
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	507	496
支払為替手数料	134	133
その他の役務費用	373	363
その他業務費用	24	2
外国為替売買損	-	1
国債等債券売却損	23	-
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	0	1
<b>経費</b>	<b>4,655</b>	<b>4,537</b>
人件費	2,674	2,513
物件費	1,838	1,880
税金	142	143
その他経常費用	871	831
貸倒引当金繰入額	779	735
(うち個別貸倒引当金繰入額)	(632)	(410)
貸出金償却	10	14
株式等売却損	23	11
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	57	69
<b>経常利益</b>	<b>1,850</b>	<b>1,812</b>
<b>特別利益</b>	<b>13</b>	<b>18</b>
固定資産処分益	13	18
その他の特別利益	-	-
<b>特別損失</b>	<b>42</b>	<b>7</b>
固定資産処分損	4	7
減損損失	37	-
その他の特別損失	-	-
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,821</b>	<b>1,824</b>
法人税、住民税及び事業税	573	478
法人税等調整額	△6	29
<b>当期純利益</b>	<b>1,253</b>	<b>1,316</b>
繰越金(当期末首残高)	660	623
土地再評価差額金取崩額	79	-
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>1,993</b>	<b>1,940</b>

## ■ 損益計算書の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 24円38銭
- 「その他の経常費用」には、信用保証協会の責任共有制度に係る負担金 65,801千円を含んでおります。

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成28年度	平成29年度
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>1,993</b>	<b>1,940</b>
繰越金(当期首残高)	660	623
<b>当期純利益</b>	<b>1,253</b>	<b>1,316</b>
土地再評価差額金取崩額	79	-
<b>計</b>	<b>1,993</b>	<b>1,940</b>
<b>剰余金処分額</b>	<b>1,369</b>	<b>1,253</b>
利益準備金	16	-
普通出資に対する配当金	53	53
特別積立金	1,300	1,200
(うち本店整備積立金)	200	200
(うち顧客利便性向上等積立金)	100	100
(うち経営基盤強化積立金)	100	100
<b>繰越金(当期末残高)</b>	<b>623</b>	<b>686</b>

## 剰余金処分

当期純利益1,316百万円と繰越金(当期首残高)623百万円の合計1,940百万円を次のように処分しました。

- 出資に対する配当金53百万円(配当率2%)。(普通配当2%)
- 特別積立金1,200百万円

その結果、繰越金(当期末残高)は686百万円となっております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成29年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成30年6月14日  
 杜の都信用金庫  
 理事長 星 倫市

## 預金業務の状況

## ■ 預金積金科目別期末残高

(単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
当座預金	18,031	4.0	21,897	4.6
普通預金	197,956	44.0	208,649	40.9
貯蓄預金	1,420	0.3	1,395	0.3
通知預金	3,314	0.7	12,361	2.4
別段・納税準備預金	2,765	0.6	1,601	0.3
定期預金	198,782	44.1	236,576	44.1
固定金利定期預金	198,769	44.1	236,523	46.0
変動金利定期預金	53	0.0	52	0.0
定期積金	28,228	6.3	31,725	6.2
その他預金	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>450,500</b>	<b>100.0</b>	<b>514,205</b>	<b>100.0</b>
会員預金	162,809	36.1	180,680	35.1
会員外預金	287,691	63.9	333,524	64.9

## ■ 預金者別預金残高

(単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
法人預金	147,492	32.7	194,690	37.8
公金	40,285	8.9	52,505	10.2
金融機関	1,889	0.4	7,065	1.3
一般法人	105,317	23.4	135,119	26.2
個人預金	303,008	67.3	319,514	62.1
<b>合計</b>	<b>450,500</b>	<b>100.0</b>	<b>514,205</b>	<b>100.0</b>

## 為替業務の状況

## ■ 内国為替取扱高

(単位：百万円)

		平成28年度		平成29年度	
		件数	金額	件数	金額
為替	仕向為替	843,455	558,399	835,972	574,654
	被仕向為替	1,032,711	559,631	1,022,179	644,387
代金取立	仕向為替	8,750	12,337	7,734	11,486
	被仕向為替	11,891	17,387	11,066	15,150

## 貸出業務の状況

## ■ 貸出金科目別期末残高

(単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
割引手形	1,702	0.6%	1,716	0.5%
手形貸付	17,337	5.8%	24,288	7.1%
証書貸付	250,514	83.7%	278,040	81.5%
当座貸越	29,627	9.9%	37,269	10.9%
<b>合計</b>	<b>299,182</b>	<b>100.0%</b>	<b>341,316</b>	<b>100.0%</b>

## ■ 預金・譲渡性預金科目別平均残高

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
流動性預金	201,847	206,049
有利息預金	181,297	185,410
定期性預金	227,229	255,156
固定金利定期預金	201,200	225,640
変動金利定期預金	60	53
その他の預金	1,549	1,601
小計	430,625	462,801
譲渡性預金	-	-
<b>合計</b>	<b>430,625</b>	<b>462,801</b>

## ■ 役員一人当り預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
預金残高	1,386	1,686
増減率	6.8%	21.6%
貸出金残高	920	1,119
増減率	21.8%	21.6%

## ■ 一店舗当り預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
預金残高	16,089	18,364
貸出金残高	10,685	12,190

## 貸出業務の状況

### 貸出金金利別残高

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
貸出金	299,182	341,316
変動金利	165,061	196,046
固定金利	134,121	145,270

### 業種別・会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

業種	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
製造業	6,018	2.01%	6,760	1.98%
農業、林業	1,389	0.46%	2,137	0.62%
漁業	129	0.04%	463	0.13%
鉱業、採石業、砂利採取業	25	0.00%	47	0.01%
建設業	25,418	8.49%	33,217	9.73%
電気、ガス、熱供給、水道業	448	0.14%	57	0.01%
情報通信業	449	0.15%	1,327	0.38%
運輸業、郵便業	3,168	1.05%	3,587	1.05%
卸売業、小売業	16,047	5.36%	19,086	5.59%
金融業、保険業	5,023	1.67%	4,296	1.25%
不動産業	77,567	25.92%	92,683	27.15%
物品賃貸業	877	0.29%	1,008	0.29%
学術研究、専門・技術サービス業	585	0.19%	705	0.20%
宿泊業	1,768	0.59%	1,743	0.51%
飲食業	5,165	1.72%	6,027	1.76%
生活関連サービス業、娯楽業	2,698	0.90%	2,821	0.82%
教育、学習支援業	1,453	0.48%	1,582	0.46%
医療、福祉	8,431	2.81%	8,862	2.59%
その他のサービス	15,661	5.23%	17,900	5.24%
小計	172,329	57.60%	204,316	59.86%
地方公共団体	62,234	20.80%	71,527	20.95%
個人(住宅消費・納税資金等)	64,617	21.59%	65,472	19.18%
<b>合計</b>	<b>299,182</b>	<b>100.00%</b>	<b>341,316</b>	<b>100.00%</b>
会員外貸出	88,300	29.51%	97,533	28.58%
会員貸出	210,882	70.49%	243,783	71.42%

\*業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 消費資金残高

(単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	件数	金額	件数	金額
消費資金残高	34,856	28,748	34,650	29,398
消費者ローン残高	32,835	27,247	32,726	27,598

### 住宅資金残高

(単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	件数	金額	件数	金額
住宅資金残高	3,039	33,866	2,911	34,321
住宅ローン残高	2,271	30,492	2,229	31,017

### 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期繰入額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年度 637	784	-	637	784
	平成29年度 784	1,109	-	784	1,109
個別貸倒引当金	平成28年度 2,194	2,336	489	1,704	2,336
	平成29年度 2,336	2,157	589	1,747	2,157
<b>合計</b>	平成28年度 <b>2,831</b>	<b>3,121</b>	<b>489</b>	<b>2,341</b>	<b>3,121</b>
	平成29年度 <b>3,121</b>	<b>3,267</b>	<b>589</b>	<b>2,532</b>	<b>3,267</b>

\*当金庫では、自己資本比率算定にあたり偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

### リスク管理債権

15ページに掲載しております。

### 金融再生法に基づく開示債権

15ページに掲載しております。

### 特定海外債権残高

該当ございません。

### 貸出金使途別内訳

(単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
設備資金	138,594	46.3%	154,543	45.3%
運転資金	160,587	53.7%	186,772	54.7%
<b>合計</b>	<b>299,182</b>	<b>100.000%</b>	<b>341,316</b>	<b>100.000%</b>

### 貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
当金庫預金積金	1,907	1,916
有価証券	-	-
動産	-	304
不動産	78,950	115,045
その他	-	-
小計	80,857	117,266
信用保証協会・信用保険	27,319	26,833
保証	30,536	30,540
信用	160,468	166,675
<b>合計</b>	<b>299,182</b>	<b>341,316</b>

### 債務保証見返額担保別内訳

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
当金庫預金積金	75	72
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	870	793
その他	-	-
小計	945	865
信用保証協会・信用保険	46	43
保証	1	1
信用	106	273
<b>合計</b>	<b>1,101</b>	<b>1,184</b>

### 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
信金中央金庫	800	872
日本政策金融公庫	225	251
独)環境再生保全機構	264	264
独)住宅金融支援機構	7,196	6,679
独)福祉医療機構	448	479
独)中小企業基盤整備機構	53	53
<b>合計</b>	<b>8,989</b>	<b>8,601</b>

### 貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
貸出金償却額	10	14

## 有価証券に関する状況

## 有価証券期末残高

(単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
国債	14,015	14.4	3,867	6.3
地方債	14,138	14.5	14,049	22.8
社債	57,976	59.6	40,872	66.2
株式	7,403	7.6	572	0.9
外国証券	-	-	-	-
その他の証券	3,817	3.9	2,379	3.8
合計	97,351	100.0	61,741	100.0

## 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
国債	9,555	10.3	5,060	6.9
地方債	15,008	16.1	13,574	18.5
社債	57,466	61.9	48,016	65.7
株式	6,245	6.7	3,549	4.9
外国証券	63	0.1	-	-
その他の証券	4,553	4.9	2,918	4.0
合計	92,892	100.0	73,119	100.0

## 商品有価証券期末残高・平均残高

該当ございません。

## 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

	平成28年度							平成29年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	3,147	744	-	-	10,124	-	14,015	1,102	2,238	526	-	-	-	-	3,867
地方債	166	369	3,014	6,356	3,340	890	-	14,138	208	714	5,175	6,403	1,548	-	-	14,049
社債	3,354	5,684	9,660	12,462	21,346	5,467	-	57,976	2,325	5,198	9,064	5,316	14,696	4,270	-	40,872
株式	-	-	-	-	-	-	7,403	7,403	-	-	-	-	-	-	572	572
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	689	720	-	-	-	2,407	3,817	-	793	178	-	-	-	1,407	2,379
合計	3,521	9,890	14,139	18,819	24,687	16,482	9,810	97,351	3,636	8,945	14,945	11,720	16,244	4,270	1,979	61,741

## 有価証券の時価情報

## 1. 売買目的有価証券

該当ございません。

## 2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	4,437	4,591	154	3,866	4,007	140
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	4,437	4,591	154	3,866	4,007	140
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合計	4,437	4,591	154	3,866	4,007	140	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

## 3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,862	1,760	101	—	—	—
	債券	69,044	67,265	1,778	44,157	43,092	1,064
	国債	14,015	13,965	49	3,867	3,840	27
	地方債	13,976	13,408	567	13,737	13,248	489
	社債	41,052	39,891	1,160	26,552	26,003	548
	その他	612	552	60	387	333	54
小計		71,518	69,578	1,940	44,545	43,425	1,119
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,494	5,844	△350	526	673	△147
	債券	12,649	12,755	△106	10,765	10,810	△44
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	162	162	0	312	312	△0
	社債	12,486	12,592	△106	10,453	10,497	△44
	その他	3,054	3,195	△140	1,841	2,011	△169
小計		21,197	21,794	△596	13,133	13,495	△362
合計		92,716	91,373	1,343	57,678	56,921	757

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

## 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	46	46
組合出資金	150	149
合計	197	196

(注) 組合出資金には、匿名組合出資金及び投資事業有限責任組合出資金を計上しております。

## ■ 金銭の信託の時価情報

## 1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

## 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

## 3. その他の金銭の信託

該当ございません。

## ■ デリバティブ取引時価情報

該当ございません。

## ■ 公共債引受額

(単位：百万円)

科目	平成28年度	平成29年度
国債	—	—
( 窓販実績 )	(33)	(51)
地方債	175	155
( 窓販実績 )	(12)	(5)
政府保証債	86	183
合計	261	338

(注) 窓販実績には個人向け国債及び新窓販国債の応募金額を含んでおります。

## 損益の状況

## ■ 資金運用収支の状況及び業務粗利益及び粗利益率 (単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
資金運用収支	5,767	5,854
資金運用収益	5,902	5,977
資金調達費用	135	123
役務取引等収支	180	192
役務取引等収益	688	689
役務取引等費用	507	496
その他の業務収支	849	653
その他業務収益	874	656
その他業務費用	24	2
業務粗利益	6,797	6,700
業務粗利益率 (%)	1.48	1.34

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(平成28年度-千円、平成29年度-千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ■ その他業務収支の内訳 (単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
その他業務収益	874	656
外国為替売買益	0	-
国債等債券売却益	872	655
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	1	0
その他業務費用	24	2
外国為替売買損	-	1
国債等債券売却損	23	-
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	0	1
その他業務利益	849	653

## ■ 役務取引等収支の内訳 (単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
役務取引等収益	688	689
受入為替手数料	418	435
その他の受入手数料	269	253
役務取引等費用	507	496
支払為替手数料	134	133
その他の支払手数料	0	0
その他の役務取引等費用	372	363

## ■ 経費の内訳 (単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
人件費	2,674	2,513
報酬給料手当	2,117	1,958
退職給付費用	244	239
その他	312	316
物件費	1,838	1,880
事務費	690	699
旅費・交通費	4	4
通信費	47	53
事務機械賃借料	17	16
事務委託費	441	456
固定資産費	385	364
土地建物賃借料	97	98
保全管理費	209	207
事業費	227	310
広告宣伝費	148	229
交際費・寄贈費・諸会費	56	57
人事厚生費	41	43
減価償却費	324	303
預金保険料	169	157
税金	142	143
合計	4,655	4,537

## ■ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	平成28年度			平成29年度		
	平均残高	利息	利回り (%)	平均残高	利息	利回り (%)
資金運用勘定	457,415	5,902	1.29	496,892	5,977	1.20
うち貸出金	259,651	4,788	1.84	313,604	5,140	1.63
うち預け金	101,885	179	0.17	107,533	163	0.15
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	92,892	894	0.96	73,119	629	0.86
資金調達勘定	444,155	135	0.03	482,575	123	0.02
うち預金積金	430,625	131	0.03	462,801	123	0.02
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	13,530	3	0.02	19,773	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成28年度241百万円、平成29年度259百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成28年度-百万円、平成29年度-百万円)及び利息(平成28年度-百万円、平成29年度-百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 受取・支払利息の増減

(単位：百万円)

	平成28年度			平成29年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	475	△ 739	△ 264	703	△ 628	75
うち 貸 出 金	586	△ 615	△ 29	884	△ 532	351
うち 預 け 金	4	△ 135	△ 131	8	△ 24	△ 15
うち 商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち 有 価 証 券	△ 106	9	△ 96	△ 184	△ 80	△ 265
支 払 利 息	6	△ 49	△ 43	8	△ 20	△ 12
うち 預 金 積 金	6	△ 39	△ 32	8	△ 16	△ 8
うち 譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
うち 借 用 金	△ 0	△ 10	△ 10	0	△ 3	△ 3

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて投分しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 最近5事業年度の主要な経営指標の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経 常 収 益 (百万円)	7,003	8,000	7,806	8,045	7,804
経 常 利 益 (百万円)	1,365	2,195	2,282	1,850	1,812
当 期 純 利 益 (百万円)	957	1,757	1,766	1,253	1,316
出 資 総 額 (百万円)	2,747	2,740	2,733	2,721	2,709
出 資 総 口 数 (千口)	54,940	54,813	54,663	54,428	54,193
純 資 産 額 (百万円)	17,086	19,492	20,676	21,186	22,004
総 資 産 額 (百万円)	429,243	456,085	457,120	495,579	549,637
預 金 積 金 残 高 (百万円)	394,320	418,321	417,984	450,500	514,205
貸 出 金 残 高 (百万円)	213,553	222,787	243,382	299,182	341,316
有 価 証 券 残 高 (百万円)	102,607	107,329	105,661	97,351	61,741
単体自己資本比率 (%)	8.56	8.84	9.21	8.35	8.13
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0
役 員 数 (人)	14	15	15	15	11
うち 常勤役員数 (人)	11	12	12	12	8
職 員 数 (人)	323	316	310	313	297
会 員 数 (人)	39,639	40,283	41,041	41,894	42,736

(注) 自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 経営指標

### 利益率

(単位：%)

	平成28年度	平成29年度
総資産経常利益率	0.39	0.35
総資産当期純利益率	0.26	0.26

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

### 預証率

(単位：%)

	平成28年度	平成29年度
期 末 預 証 率	21.60	12.00
期 中 平 均 預 証 率	21.57	15.79

(注) 1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$   
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 利鞘

(単位：%)

	平成28年度	平成29年度
資 金 運 用 利 回	1.29	1.20
資 金 調 達 原 価 率	1.06	0.93
総 資 金 利 鞘	0.23	0.27

### 預貸率

(単位：%)

	平成28年度	平成29年度
期 末 預 貸 率	66.41	66.37
期 中 平 均 預 貸 率	60.29	67.76

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$   
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示）

## 事業年度の開示事項

## ■ (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成28年度	経過措置による 不算入額	平成29年度	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,097		20,337	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,721		2,709	
うち、利益剰余金の額	16,454		17,717	
うち、外部流出予定額 (△)	53		53	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 24		△ 35	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	844		1,169	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	844		1,169	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	488		419	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,430		21,926	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	75	50	134	33
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	75	50	134	33
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	75		134	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	20,354		21,791	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	232,098		256,673	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,093		△ 1,189	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	50		33	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,696		△ 2,775	
うち、上記以外に該当するものの額	1,552		1,552	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,507		11,363	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	243,606		268,037	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.35 %		8.13 %	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計	232,098	9,283	256,673	10,266
①標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	234,181	9,367	257,859	10,314
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	10	0	9	0
国際開発銀行向け	1	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	5	0	3	0
我が国の政府関係機関向け	1,147	45	1,076	43
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	19,376	775	26,935	1,077
法人等向け	79,919	3,196	93,173	3,726
中小企業等向け及び個人向け	64,296	2,571	70,740	2,829
抵当権付住宅ローン	6,122	244	5,917	236
不動産取得等事業向け	19,521	780	19,896	795
三月以上延滞等	1,446	57	2,795	111
取立未済手形	21	0	22	0
信用保証協会等による保証付	888	35	935	37
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	2	0	1	0
出 資 等	9,932	397	2,051	82
出資等のエクスポージャー	9,932	397	2,051	82
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上 記 以 外	31,489	1,259	34,299	1,371
他の金融機関等の対象資本 調達手段のうち対象普通 出資等に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー	6,751	270	5,125	205
信用金庫連合会の対象普通 出資等であってコア資本に係る調 整項目の額に算入されなかつ た部分に係るエクスポージャー	2,327	93	2,119	84
特定項目のうち調整項 目に算入されない部分 に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	22,411	896	27,053	1,082
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセ ットの額に算入されるものの額	1,602	64	1,585	63
⑤他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセ ットの額に算入されなかったもの の額	△ 3,696	△ 147	△ 2,775	△ 111
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	9	0	3	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額 の合計額を8%で除して得た額	11,507	460	11,363	454
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	243,606	9,744	268,037	10,721

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

当金庫の自己資本は、会員の皆さまを出資者とする普通出資金と、毎年の利益から積み立てている内部留保(積立金など)と、一般貸倒引当金等から構成されています。

平成30年3月期における当金庫の自己資本額は217億円、自己資本比率は8.13%で、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

今後とも、より多くのお客さまにお取り引きいただきますとともに、単年度及び中期的な収支計画に基づく業務運営により、適正な期間収益をあげ、内部留保することにより、自己資本の充実を図ってまいります。

## 用語解説(1)

## 《リスク・アセット》

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

## 《抵当権付住宅ローン》

住宅ローンの中で、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

## 《不動産取得等事業者》

不動産の取得又は運用を目的とした事業者を指します。

## 《証券化エクスポージャー》

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産のことです。

## 《オペレーショナル・リスク》

金庫の業務上において不適切な処理等(事務リスク、システムリスク、風評リスク等)で生じる事象により損失を被るリスクのことをいいます。

### ■ (3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

#### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											三月以上延滞 エクスポージャー		
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		株式等その他		平成28年度	平成29年度
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度				
国 内	497,995	552,582	302,020	343,680	86,800	59,122	-	-	109,173	149,778	3,313	3,977		
国 外	1,103	669	-	-	1,071	657	32	12	-	-	-	-		
<b>地域別合計</b>	<b>499,098</b>	<b>553,252</b>	<b>302,020</b>	<b>343,680</b>	<b>87,871</b>	<b>59,780</b>	<b>32</b>	<b>12</b>	<b>109,173</b>	<b>149,778</b>	<b>3,313</b>	<b>3,977</b>		
製造業	17,710	13,038	6,049	6,808	7,906	5,703	-	-	3,754	526	111	158		
農業、林業	1,589	2,178	1,589	2,178	-	-	-	-	-	-	7	6		
漁業	129	463	129	463	-	-	-	-	-	-	9	9		
鉱業、採石業、 採砂採取業	25	47	25	47	-	-	-	-	-	-	-	-		
建設業	27,115	34,167	25,647	33,367	999	800	-	-	469	-	458	619		
電気・ガス・ 熱供給・水道業	12,869	8,158	448	57	12,310	8,101	-	-	110	-	-	-		
情報通信業	2,215	1,433	449	1,327	900	99	-	-	866	6	-	-		
運輸業、郵便業	12,361	10,684	3,168	3,593	8,995	7,089	-	-	198	2	-	27		
卸売業、小売業	18,262	19,378	16,193	19,178	1,508	200	-	-	560	-	392	372		
金融業、保険業	106,426	142,958	5,146	4,425	11,413	7,346	-	-	89,867	131,186	2	0		
不動産業	85,439	98,820	77,662	92,855	7,630	5,860	-	-	147	104	908	1,049		
物品賃貸業	877	1,008	877	1,008	-	-	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門・ 技術サービス業	585	705	585	705	-	-	-	-	-	-	3	7		
宿泊業	1,798	1,800	1,798	1,800	-	-	-	-	-	-	-	-		
飲食業	5,165	6,027	5,165	6,027	-	-	-	-	-	-	133	195		
生活関連サー ビス業、娯楽業	2,746	2,839	2,735	2,839	-	-	-	-	11	-	45	28		
教育、学習支援業	1,453	1,582	1,453	1,582	-	-	-	-	-	-	46	45		
医療、福祉	8,441	8,862	8,441	8,862	-	-	-	-	-	-	28	29		
その他のサー ビス	15,929	18,245	15,925	18,242	-	-	-	-	3	3	316	343		
国・地方公共団体等	94,424	95,697	62,234	71,527	31,851	21,625	-	-	339	2,545	-	-		
個人	65,318	66,267	65,318	66,267	-	-	-	-	-	-	850	1,085		
その他	18,216	18,887	982	519	4,355	2,952	32	12	12,846	15,402	-	-		
<b>業種別合計</b>	<b>499,098</b>	<b>553,252</b>	<b>302,020</b>	<b>343,680</b>	<b>87,871</b>	<b>59,780</b>	<b>32</b>	<b>12</b>	<b>109,173</b>	<b>149,778</b>	<b>3,313</b>	<b>3,977</b>		
1年以下	96,413	173,954	47,409	61,610	3,512	3,629	-	-	45,492	108,714	-	-		
1年超3年以下	94,312	81,990	50,241	53,107	9,820	8,932	-	-	34,250	19,950	-	-		
3年超5年以下	53,695	56,020	33,533	41,476	13,761	14,543	-	-	6,400	-	-	-		
5年超7年以下	45,491	42,125	27,322	30,646	18,093	11,354	-	-	75	125	-	-		
7年超10年以下	65,925	57,775	41,568	41,476	24,356	16,099	-	-	-	200	-	-		
10年超	83,804	76,166	67,272	71,750	16,381	4,266	-	-	150	149	-	-		
期間の定めのないもの	59,455	65,218	34,672	43,613	1,945	953	32	12	22,805	20,639	-	-		
<b>残存期間別合計</b>	<b>499,098</b>	<b>553,252</b>	<b>302,020</b>	<b>343,680</b>	<b>87,871</b>	<b>59,780</b>	<b>32</b>	<b>12</b>	<b>109,173</b>	<b>149,778</b>				

(注) 1. オフ・バランス取引には、デリバティブ取引を含みません。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### ① 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫は、信用リスク管理方針に基づき「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクに関する基本認識及び管理体制等を明確にし、また、融資事務取扱規程には与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しておりますが、SDBの活用等による信用リスクの計量化に向けた体制整備を進めております。また、与信ポートフォリオ管理として同一業種・同一取引先等に対する与信集中の回避にも注力し、特に大口与信先については中間管理の徹底を図っております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

#### ② 【リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者】

信用格付業者は以下の5社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に信用格付業者の使い分けは行っておりません。

○株式会社格付投資情報センター (R&I) ○株式会社日本格付研究所 (JCR)

○ムーディーズ・ジャパン株式会社 ○ムーディーズSFジャパン株式会社

○スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

#### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は、43ページを参照願います。

用語解説  
(2)

##### 《デリバティブ取引》

有価証券や通貨等の金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品(先物、先渡し、スワップ、オプション等)

##### 《SDB》

信金中央金庫の「信用金庫の中小企業信用リスクデータベース」の略称です。

##### 《リスク・ウェイト》

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

##### 《信用格付業者》

金融機関がリスクを算出するにあたって用いることができる格付を付与する格付業者のことです。金融商品取引法に基づき、適格性の基準を満たした信用格付業者は、金融庁に登録されます。

## ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額		平成28年度 平成29年度	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度		
製造業	96	56	△8	△39	-	-
農業、林業	2	1	△2	△1	-	-
漁業	9	9	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	-	-
建設業	308	321	△42	13	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	0	-	0	-	-
運輸業、郵便業	6	6	0	△0	-	-
卸売業、小売業	335	227	△78	△107	-	-
金融業、保険業	3	5	1	1	-	-
不動産業	518	297	54	△220	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	4	8	△2	4	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	78	110	35	32	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	15	17	4	1	-	-
教育、学習支援業	1	-	1	△1	-	-
医療、福祉	16	5	1	△11	-	-
その他のサービス	209	238	7	29	0	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	728	849	169	120	9	14
合計	2,336	2,157	142	△178	10	14

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ■ (4) 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,958	1,920	10,984	11,139	-	-
① ソブリン向け		-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け		-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け		546	616	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け		1,312	1,175	9,103	9,245	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン		3	4	1,557	1,519	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け		40	40	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等		1	2	69	56	-	-
⑧ その他		54	81	254	318	-	-

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「貸出金と自金庫預金の相殺」により信用リスクを削減した額は含めておりません。

3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会等のことです。

## 【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当金庫では、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識し、担保・保証に過度に依存しない与信審査の取り組みに徹しております。

なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い、及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、この場合においても当金庫が定める「信用金庫取引約定書」等により適切に取扱っております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

用語解説  
(3)

## 《信用リスク削減手法》

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、パーゼルIIIにおけるリスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金・自金庫預金・国債等)、同保証(国・地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

## 《クレジット・デリバティブ》

社債や貸付債権の信用リスクを定量化し、スワップやオプションの形にした金融商品のことで。

## ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	101,680	-	105,317
10%	-	30,318	-	28,304
20%	2,400	94,531	999	134,546
35%	1,403	16,466	1,372	15,867
50%	29,616	2,305	17,999	1,773
75%	8,888	83,299	9,097	91,544
100%	1,059	125,946	518	143,743
150%	0	661	6	1,757
200%	-	400	-	300
250%	-	120	-	101
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	499,098		553,252	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## ■ (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	11	1
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
① 派生商品取引合計	32	12	32	12
(i) 外国為替関連取引	32	12	32	12
(ii) 金利関連取引	-	-	-	-
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	32	12	32	12

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
担保の種類別の額	該当ございません	該当ございません

(単位:百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	該当ございません	該当ございません	該当ございません	該当ございません

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	該当ございません	該当ございません

### 【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、信託約款に基づいて投資信託会社へ委託している証券投資信託の一部について、委託会社が市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っている商品を保有しております。証券投資信託については、「余資運用基準」に定めている投資枠内での取扱いとなっており、影響は限定的であります。

なお、長期決済期間取引は該当ございません。

## ■ (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ございません。

### 【証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「余資運用基準」で定める保有限度枠内で取扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

## ■ (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	8,534	8,534	913	913
非 上 場 株 式 等	1,984	1,984	1,982	1,982
合 計	10,518	10,518	2,896	2,896

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上場株式等には、「上場株式」、「株式関連投資信託」、「上場優先出資証券」が含まれております。

3. 非上場株式には、「時価のない株式」、「その他資産等に」出資として計上されている非上場の出資が含まれております。なお、これらについても貸借対照表計上額は「取得原価」で表示しております。

## ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売却益	551	450
売却損	23	11
償却	-	-

## ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	△ 203	△ 93

## 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	-	-

## 【出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、その他資産勘定に計上している出資、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

このうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、定期的にリスク管理委員会及び常勤理事会等へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針及び余資運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社株式、政策投資株式及びその他資産勘定に計上している出資に関しては、個別取引毎に信用リスク、流動性リスクを勘案のうえ方針を決定しており、適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## ■ (8) オペレーショナル・リスクに関する事項

## ① 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制や管理方法に関する規程をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識し評価するとともに、リスク顕在化の未然防止、及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスクについては、「事務取扱要領」を整備し、これに基づく事務を励行することももちろん、事務指導や研修体制の強化や牽制機能としての事務検証等にも取り組み、事務水準の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、システム監査等の実施により安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには金融商品販売における説明態勢の整備など、顧客保護の観点に基づいた管理態勢の整備に努めております。

なお、これらのオペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討が行われるとともに、必要に応じて理事会・常勤理事会に報告されております。

## ② 【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

用語解説  
(4)

## 《基礎的手法》

オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つです。

## 《事務リスク》

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

## 《システムリスク》

コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

## 《法務リスク》

金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

## 《人的リスク》

金庫経営における人事運営上の不公平・不公正やセクシャルハラスメント等の差別的な行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

## 《有形資産リスク》

地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等の発現によって、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

## 《風評リスク》

当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の風評を形成する内容が劣化し、お客さまからみて当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、当金庫の風評が低下するリスクをいいます。

## (9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度		平成28年度	平成29年度
貸出金	1,435	2,639	定期性預金	92	472
有価証券等	1,252	1,005	要求払預金	292	800
預け金	73	151	その他	2	11
コールローン等	-	-	調達勘定計 (b)	388	1,284
その他	0	0			
運用勘定計 (a)	2,760	3,798			

	平成28年度	平成29年度
銀行勘定の金利リスク量 [(a) - (b)] (c)	2,372	2,513

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値に受ける金利リスク量として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しております。当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を5年以内の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスク量(c) = 運用勘定の金利リスク量(a) - 調達勘定の金利リスク量(b)

### ① 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に計測し、ALM委員会やリスク管理委員会と協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

なお、平成29年度末のアウトライヤー比率は11.535%となりました。

### ② 【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要】

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

i. 計測手法	GPS計算方式
ii. コア預金	対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等) 算定方法：①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最小の額を上限とします。 なお、29年度末は、③の現残高の50%相当額(122,952百万円)が最小となりました。 満期：5年以内(平均2.5年とする)
iii. 金利感応資産・負債	預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
iv. 金利ショック幅	99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値
v. リスク計測の頻度	原則四半期

#### 用語解説 (5)

《金利ショック》  
金利の変化(衝撃)。

《パーセンタイル値》  
金利ショック算出に用いる金利変化の計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値。

《GPS》  
Grit Point Sensitivity(グリット・ポイント・センシティブティ)  
金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ペーシス・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。

## 開示項目記載ページ一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しております。

単体ベースのディスクロージャー項目  
(信用金庫法施行規則第132条に定める項目)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	24
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	24
(3) 事務所の名称及び所在地	56・57
2. 金庫の主要な事業の内容	28～31
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	2～5
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	47
① 経常収益	
② 経常利益または経常損失	
③ 当期純利益または当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 役員数	
⑬ 職員数	
⑭ 会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	46
イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	46
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び利鞘	46・47
エ. 受取利息及び支払利息の増減	47
オ. 総資産経常利益率	47
カ. 総資産当期純利益率	47
② 預金に関する指標	42
③ 貸出金等に関する指標	42・43・47
④ 有価証券に関する指標	44・45・47
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	21
(2) 法令遵守の体制	18・19
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	16・17
(4) 金融ADR制度への対応	22
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	38～41
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	15
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項	14・48～54
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価及び評価損益	44・45
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
(6) 貸出金償却の額	43
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または 損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている 場合にはその旨	41
6. 役職員の報酬体系の開示	
(1) 対象役員	25
(2) 対象職員等	25

## 金融再生法第7条に基づく開示項目

資産査定公表	15
(金融再生法に基づく開示債権)	

自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項(告示)  
(自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示)

定性的な開示事項(告示第2条第2項)	
定量的な開示事項(告示第2条第3項)	
事業年度の開示事項	48～54
(1) 自己資本の構成に関する事項	48
(2) 自己資本の充実度に関する事項	49
(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	50・51
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	51
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	52
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	52
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項	52・53
(8) オペレーショナル・リスクに関する事項	53
(9) 金利リスクに関する事項	54

## 地域貢献に関する情報開示

1. 全般に関する事項	6～13・16・17
2. 預金に関する事項(地域からの資金調達の状況)	
3. 貸出金に関する事項(地域への資金供給の状況)	
4. 取引先への支援等(地域とのつながり)	
5. その他運用に関する事項	
6. 今期決算に関する事項(決算の概要)	
7. 文化的・社会的貢献に関する事項	
8. 地域貢献の体制整備	

## 総代会等に関する情報開示

1. 総代会の仕組み	26・27
2. 総代候補者選考基準	
3. 総代の選任方法	
4. 総代会の決議事項等	
5. 総代の氏名	

## 連結ベースのディスクロージャー項目

該当ございません

## 営業店舗のご案内

### 店舗一覧

- 午後5時迄 午前9時～午後5時迄窓口営業店舗  
(午後5時迄以外の店舗は、午前9時～午後3時迄窓口営業。ご相談は午後5時迄承っております。)
- ファイナンスセンター 平日/午前9時～午後5時迄ご相談を承っております。
- やすらぎプラザ 平日/午前9時～午後5時迄 土曜日/午前9時～午後4時迄ご相談を承っております。
- ふれあいプラザ 平日/午前9時～午後5時迄 土曜日/午前9時～午後4時迄ご相談を承っております。

 貸金庫設置店

 toto払戻業務取扱い営業店舗  
(お取り扱い時間 9:00～15:00)

 19歳未満の方の購入又は譲り受けは法律で禁止されています。払戻金も受け取れません。

#### 仙台市

店番号	店舗名	お注 意 事 項	住 所	電 話	平日窓口 営業時間		
					平日	土曜日・日曜日・祝日	キャッシュコーナーご利用時間
001	本店営業部 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後5時迄</span>		◎ 仙台市青葉区国分町三丁目1番2号	☎022-222-6010	9:00～17:00	7:00～22:00	8:00～22:00
002	中央支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後5時迄</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ファイナンスセンター</span>		◎ 仙台市青葉区中央一丁目6番28号	☎022-222-4895	9:00～17:00	7:00～22:00	8:00～22:00
008	宮町支店		◎ 仙台市青葉区宮町四丁目7番14号	☎022-222-9029	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
010	北仙台支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ふれあいプラザ</span>		◎ 仙台市青葉区昭和町4番2号	☎022-271-1351	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
011	八幡町支店		◎ 仙台市青葉区八幡三丁目3番15号	☎022-261-2288	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
019	宮城町支店		◎ 仙台市青葉区愛子東一丁目5番22号	☎022-392-5846	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
017	高砂支店		◎ 仙台市宮城野区栄二丁目5番30号	☎022-259-3838	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
028	岩切支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">toto払戻</span>		◎ 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口177番地の2	☎022-255-7811	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
029	福田町支店		◎ 仙台市宮城野区福田町二丁目4番16号	☎022-258-6115	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
003	連坊小路支店		◎ 仙台市若林区連坊小路137番地の1	☎022-266-2266	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
014	卸町支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">toto払戻</span>		◎ 仙台市若林区大和町五丁目10番10号	☎022-284-2626	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
012	原町支店 (卸町支店内) (注4)		◎ 仙台市若林区大和町五丁目10番10号	☎022-257-7471	9:00～15:00	—	—
016	六郷支店		◎ 仙台市若林区若林六丁目3番10号	☎022-285-2116	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
023	七郷支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">toto払戻</span>		◎ 仙台市若林区荒井三丁目5番地の7	☎022-288-9411	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
004	長町支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">toto払戻</span>		◎ 仙台市太白区長町一丁目3番32号	☎022-248-3581	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
013	西多賀営業部 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後5時迄</span>		◎ 仙台市太白区西多賀三丁目5番31号	☎022-245-5311	9:00～17:00	7:00～22:00	8:00～22:00
018	中田支店		◎ 仙台市太白区東中田五丁目7番18号	☎022-242-1777	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
027	西中田支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">toto払戻</span>		◎ 仙台市太白区柳生七丁目3番地の8	☎022-306-5232	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
015	南光台支店		◎ 仙台市泉区南光台東一丁目1番1号	☎022-252-0211	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
020	泉中山支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後5時迄</span>		◎ 仙台市泉区南中山三丁目1番地の4	☎022-379-4848	9:00～17:00	7:00～22:00	8:00～22:00
024	黒松駅前支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後5時迄</span>		◎ 仙台市泉区旭丘堤二丁目18番27号	☎022-234-6111	9:00～17:00	7:00～22:00	8:00～22:00
025	泉中央支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">やすらぎプラザ</span>		◎ 仙台市泉区泉中央四丁目3番地の1	☎022-373-5561	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00

#### 塩竈市

022	塩竈営業部 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後5時迄</span>		◎ 塩竈市尾島町28番12号	☎022-362-1151	9:00～17:00	7:00～22:00	8:00～22:00
043	玉川支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後5時迄</span>		◎ 塩竈市東玉川町1番1号	☎022-364-0361	9:00～17:00	7:00～22:00	8:00～22:00
044	北支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">toto払戻</span>		◎ 塩竈市北浜四丁目8番8号	☎022-364-0351	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00

#### 大崎市

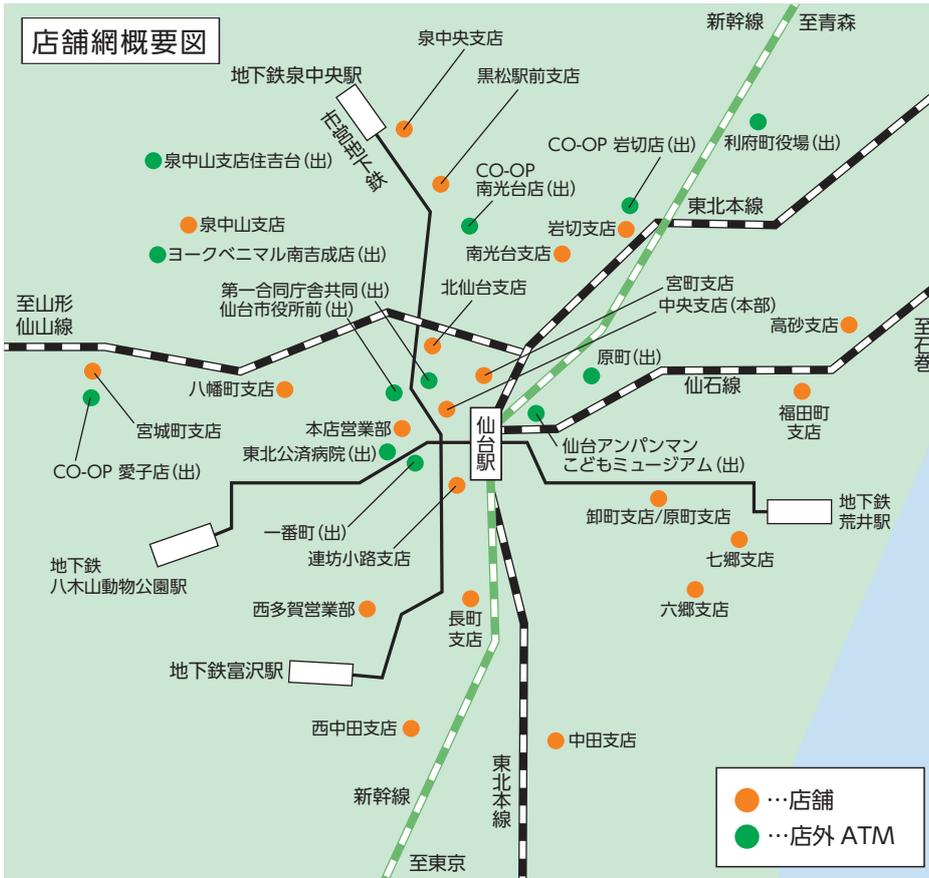
021	古川支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">toto払戻</span>		◎ 大崎市古川七日町4番38号	☎0229-22-2271	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
-----	---	---	-----------------	---------------	------------	------------	------------

#### 多賀城市

042	多賀城支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午後5時迄</span>		◎ 多賀城市八幡三丁目14番17号	☎022-364-4646	9:00～17:00	7:00～22:00	8:00～22:00
-----	---	---	-------------------	---------------	------------	------------	------------

#### 宮城郡

048	七ヶ浜支店 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">toto払戻</span>		◎ 宮城郡七ヶ浜町境山二丁目11番17号	☎022-366-7310	9:00～15:00	7:00～22:00	8:00～22:00
-----	--	---	----------------------	---------------	------------	------------	------------



### みやぎネット

県内全5信金及び七十七銀行、仙台銀行が提携したATM相互利用サービス「みやぎネット」は平日8:45～18:00までお引出し手数料無料でご利用いただけます。なお、法人カードは本サービス対象外となります。



### 店外ATMのご案内

	店舗名	お振込み (注1)	キャッシュコーナーご利用時間	
			平日	土曜日・日曜日・祝日
青葉区	仙台市役所前出張所	◎	7:00～22:00	8:00～22:00
	一番町出張所	◎	7:00～22:00	8:00～22:00
	第一合同庁舎共同出張所(注2)	-	9:00～16:30	-
	ヨークベニマル南吉成店出張所	◎	8:00～22:00	8:00～22:00
	CO-OP愛子店出張所	◎	8:00～22:00	8:00～22:00
	東北公済病院出張所	◎	8:00～20:00	-
宮城野区	原町出張所(注4)	◎	7:00～22:00	8:00～22:00
	CO-OP岩切店出張所	◎	9:00～22:00	9:00～22:00
	仙台アンパンマン子どもミュージアム出張所(注3)	◎	10:00～18:00	10:00～18:00

	店舗名	お振込み (注1)	キャッシュコーナーご利用時間	
			平日	土曜日・日曜日・祝日
泉区	CO-OP南光台店出張所	◎	9:00～22:00	9:00～22:00
	泉中山支店住吉台出張所	◎	7:00～22:00	8:00～22:00
利府町	利府町役場出張所	◎	7:00～22:00	8:00～22:00
	塩竈市役所出張所	◎	7:00～20:00	8:00～20:00
塩竈市	CO-OP塩釜杉の入店出張所	◎	9:00～21:00	9:00～21:00
	イオン多賀城店出張所	◎	8:00～22:00	8:00～22:00
多賀城市	多賀城市役所出張所	◎	7:00～22:00	8:00～22:00
	七ヶ浜町	◎	7:00～20:00	8:00～20:00

○ゆうちょ銀行カードはすべての店舗でご利用いただけます。○他金融機関のカードをご利用になる場合は、お持ちのカードの種類により、ご利用いただけない曜日や時間帯があります。  
 注1・◎印：お振込みは現金及びキャッシュカード利用(預金からの振替え)でご利用いただけます。  
 ・平日の午後3時以降、土曜日・日曜日・祝日・12月31日・1月1日・2日・3日のお振込みは終日予約扱いとなります。  
 なお、土曜日・日曜日・祝日・12月31日・1月1日・2日・3日は、キャッシュカード(預金からの振替え)のみのご利用となります。  
 注2・キャッシュカードのみのご利用となります。(通帳でのお取扱いはいたしません。)  
 注3・ショッピングモール営業時間内でご利用いただけます。館内改装・保守点検等による臨時休業があります。  
 注4・原町支店は平成29年5月15日(月)より、当金庫の卸町支店内に移転(店舗内店舗方式)し、営業しております。



このディスクロージャー誌は  
植物油インキで印刷しています。



ホームページアドレス

<http://www.morinomiya-shinkin.co.jp/>



#### 杜の都信用金庫のシンボルマーク

デザインコンセプトは、地域や人々の生活に貢献する「杜の都信用金庫」をイメージしています。「杜」を表す伸びていくグリーンの帯(M)が、「地域・お客さま」を表す円を優しく包む構図は、地域社会やお客さまの未来や夢に力を惜しまず貢献する誓いの意味を込めております。

杜の都信用金庫は  
「ベガルタ仙台」「東北楽天ゴールデンイーグルス」「仙台89ERS」の  
オフィシャルスポンサーです。



© 1999 VEGALTA



© Rakuten Eagles



© SENDAI 89ERS